第２次
粕屋町男女共同参画計画

「あなたらしさ」を認め合う
希望の花咲くまち かすや

令和７年３月
粕屋町

はじめに

粕屋町では、性別にかかわりなく、自由な意思で自らの生き方を選択し、個性を輝かせ、持てる力を存分に発揮できる社会の実現に向け、平成 27 年 3 月に『女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する』を基本理念とする「粕屋町男女共同参画計画」（平成 27 年度～令和 6 年度）を策定し、施策に取り組んでまいりました。

この間、世界では国連サミットで採択されたSDGsの5番目の目標「ジェンダー平等の実現」を提唱。また国は、令和 2 年に新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響やデジタル社会への対応など新たな課題を踏まえた「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定し、さらに令和 6 年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、目まぐるしく変化する社会情勢に対応すべく取組を進めています。

粕屋町が、令和 5 年 12 月に町民意識調査を実施したところ「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は解消されつつある一方、地域の意思決定の場における女性の不平等感は依然として高いことが分かりました。特に地域のつながりが希薄化しつつある昨今、地域活動における女性の役割は大きく、重点的な課題と考えます。

こうした社会情勢の変化や町民意識調査結果、粕屋町男女共同参画計画推進の成果と課題を踏まえ、粕屋町では「第 2 次粕屋町男女共同参画計画」（令和 7 年度～令和 16 年度）を策定しました。この計画では、『「あなたらしさ」を認め合う 希望の花咲くまち かすや』を基本理念としています。粕屋町はさくらやバラなど季節に応じて様々な花が咲き誇るまちです。この計画では、皆さまが「自分らしさの花」を咲かせ、「まち全体が個性ある花であふれる」ようにするための施策を示しています。そのためには、住民、事業者及び関係機関の皆様との連携、協働が何よりも重要となりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定に当たり、熱意をもって広範な分野にわたり真摯に協議を重ねて頂きました「粕屋町男女共同参画審議会」委員の皆さま、町民意識調査等で貴重なご意見をいただきました住民や事業者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和 7 年3月

粕屋町長 箱田 彰

目　　次

第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨……1
2　計画策定の背景……1
（1）世界の動き……1
（2）国の動き……2
（3）県の動き……2
3　計画の位置づけ……3
4　計画の期間……3

第2章　粕屋町の男女共同参画の現状

1　人口等の現状……5
（1）総人口及び年齢3区分別人口の推移……5
（2）家族類型別一般世帯数の推移……6
（3）女性の年齢階級別労働力率の推移……7
（4）子どもがいる夫婦の共働き世帯の推移……8
（5）雇用者の従業上の地位……9
（6）政策・方針決定過程への女性の登用状況……10
2　町民意識調査からみた男女共同参画の現状……11
（1）固定的性別役割分担意識……11
（2）男女の地位の平等感……12
（3）家庭生活について……13
（4）地域活動について……15
（5）女性が職業をもつこと……18
（6）配偶者・パートナーからの暴力について……20
（7）男女共同参画社会の実現について……21
3　粕屋町のこれまでの取組……22

第3章　計画の基本的考え方

1　計画の基本理念……23
2　計画の基本目標と基本施策……25
3　計画の体系……27
4　本計画とSDGsとの関連……28

第4章　計画の内容

1 重点的な取組……29
2 具体的な取組……31
基本目標Ⅰ　男女共同参画社会実現のための意識づくり……31
基本施策1.男女共同参画についての意識啓発……31
基本施策2.男女共同参画についての教育・学習の推進……34
基本目標Ⅱ　男女が共に能力を発揮できる社会づくり……36
基本施策1.女性の就労支援……36
基本施策2.ワーク・ライフ・バランスの推進……38
基本施策3.政策・方針決定の場への女性の参画推進……40
基本目標Ⅲ　男女が共に参加し支えあうまちづくり……42
基本施策1.子育て・介護と就労との両立支援……42
基本施策2.困難な状況に置かれている人への支援……43
基本目標Ⅳ　男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり……45
基本施策1.生涯を通じた健康支援……45
基本施策2.あらゆる暴力の根絶……47
基本施策3.防災における男女共同参画の促進……51
■推進体制
(1)特定事業主行動計画の推進……53
(2)推進体制の整備……54
(3)計画の点検・評価……54

■計画の成果指標……55

■付属資料

1 計画策定の経過……57
2 粕屋町男女共同参画推進条例……59
3 粕屋町男女共同参画計画審議会規則……64
4 粕屋町男女共同参画審議会委員名簿……65
5 諮問書……66
6 答申書……67
7 粕屋町男女共同参画審議会ワークショップ……68
8 用語の解説……73
9 関連法令……77
(1)男女共同参画社会基本法……77
(2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律……80
(3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律……91

第1章　計画の策定にあたって

第1章　計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」（以下、基本法という）が施行され、男女共同参画社会を実現するための基本理念と国、国民、地方公共団体の責務が明らかにされました。さらに、その実施計画である「男女共同参画基本計画」が2000年（平成12年）12月に策定されました。

粕屋町では、2015年（平成27年）に「粕屋町男女共同参画計画」を策定し、教育・啓発、保健福祉、子育て支援、労働、地域活動支援など多岐にわたる男女共同参画に関する様々な施策を体系化し、総合的に事業を推進してきました。

2023年（令和5年）12 月に実施した町民意識調査では、固定的性別役割分担意識について『同感しない』人がこの5年間で増加し、固定的性別役割分担意識については解消傾向がみられることから、本町の男女共同参画に関わる施策に効果があったと評価されます。

しかしながら、家庭や政治、社会通念、慣習、しきたり、地域活動等多くの場において『男性優遇』であるとの認識は依然として高く、女性の方に不平等の認識が高いという状況がみられることから、男女共同参画社会の実現に向けては、今後さらなる課題の解消に向けた取り組みが求められているといえます。

そこで、粕屋町における男女共同参画社会の形成をよりいっそう進めるために、現在の計画を見直し、今後10年間の「第2次粕屋町男女共同参画計画」を策定します。

2 計画策定の背景

(1)世界の動き

国際連合は、1979年（昭和54年）に女性の権利を保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（CEDAW、女子差別撤廃条約）を採択し、様々な女性の人権擁護と男女平等の実現に向けた取組を展開してきました。その後、1995年（平成7年）に北京で開催された国連の「第4回世界女性会議」において、「北京宣言」及び1996年（平成8年）までに各国が行動計画を策定するよう求めた「行動綱領」が採択されています。

2011年（平成23年）に、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足し、2015年（平成27年）には加盟国の法や政策などを通じた効果的かつ加速化された取組など具体的な行動への支援を求めた「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択されました。さらに、同年国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）においては2030年（令和12年）までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられました。

近年では、G7やG20をはじめ、様々な国際会議や多国間協議においても意思決定過程への女性の参画拡大が重要課題として取り上げられています。2023年（令和5年）に日本でG7サミットが開催され、G7の方向性及び行動として、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントに関する G7 ジェンダー平等大臣共同声明（いわゆる「日光声明」）を採択しました。

(2)国の動き

日本では、「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、1985年（昭和60年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下、男女雇用機会均等法という）が成立しました。基本法の制定後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法という）、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」などが施行され、多様な課題に対する新たな取組が求められています。

2024年（令和6年）には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、困難女性支援法という）が施行され、男女の経済格差などジェンダーに基づく生活課題の解決に向けた市町村の取組が求められています。また、2020年（令和2年）には新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響やデジタル社会への対応など新たな課題を踏まえた「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2018年（平成30年）に労働時間法制の見直しなどを定めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、男性の働き方を見直してワーク・ライフ・バランスを推進する体制が整備されています。2023年（令和5年）には刑法が改正され不同意性交等罪が新設されて、性暴力への防止と対策の強化が進みました。同年には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

このように、ジェンダー平等実現に向けて様々な方面における法律や制度が整備されてきました。しかしながら、各国における男女間の格差を測る国際的な指数の一つである「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は「政治」と「経済」分野の順位が低くなっており、諸外国に比べ女性の参画が大きく遅れています。

(3)県の動き

このような政府の取組に連動して、福岡県においても男女共同参画への取組が実施されてきました。2001年（平成13年）に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、同年「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。計画はその後改定を重ね、2021年（令和3年）には「第5次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。

同年に策定された「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」では、面前DV(ドメスティック・バイオレンス)など児童虐待の対応についてのさらなる連携強化、若年層や男性に向けた啓発の推進、新型コロナウイルス感染症に起因したDVの増加や深刻化への対応などを重点的に進めようとしています。

2019年（平成31年）3月には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が公布され、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」と連携しながら、被

害者の総合的な支援や性暴力防止に向けた啓発など、全国に先駆けた先進的な取組が進められてきました。その他、県内の中学校及び高校への性暴力対策アドバイザーやデートDV（交際相手からの暴力）防止のための講師派遣事業を行っています。

2024年（令和6年）4月には、市町村や民間団体など多様な主体との連携による支援の推進が盛り込まれた「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」が策定されました。

3 計画の位置づけ

（1）本計画は、2015年（平成27年）に施行された「粕屋町男女共同参画推進条例」第3条の基本理念を踏まえて第4条の町の責務に基づき、第11条に規定する男女共同参画に係る計画として策定するものです。

（2）本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」「福岡県男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、粕屋町の男女共同参画社会の形成を促進するための総合的な施策推進の指針となるものです。

（3）本計画は、「第5次粕屋町総合計画」との整合性を図っており、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的、効率的に推進するために、他の分野別計画とも連携し、粕屋町の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえるものです。また、SDGsの理念を踏まえて取り組むものです。

（4）本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村計画の内容を含むものであり、さらに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画としても位置づけます。さらに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画として位置づけます。

4 計画の期間

本計画は、2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）までの10年間を計画の期間としています。この計画の中間年である2029年度（令和11年度）には、社会情勢の変化や関連法の改正などを踏まえて、計画の点検と見直しを行います。

本計画の進捗状況については、毎年把握・点検し、公表するものとします。

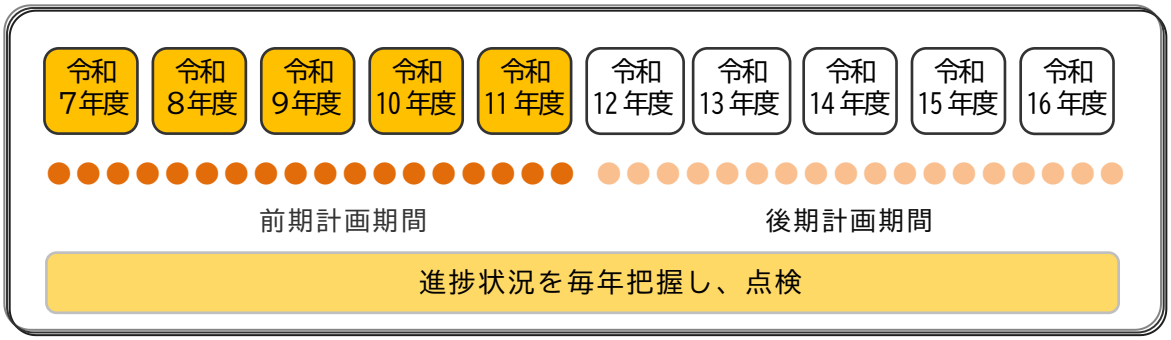

第2章　粕屋町の男女共同参画の現状

第2章　粕屋町の男女共同参画の現状

1　人口等の現状

(1)総人口及び年齢3区分別人口の推移

国勢調査による粕屋町の総人口は、2005年（平成17年）は37,685人でしたが、2010年（平成22年）41,997人、2015年（平成27年）45,360人と増加し、2020年（令和2年）には48,190人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、2025年（令和7年）には49,274人、2035年（令和17年）には51,826人と今後も増加が見込まれています。

図表 2－1－1　年齢区分別人口の推移と将来推計

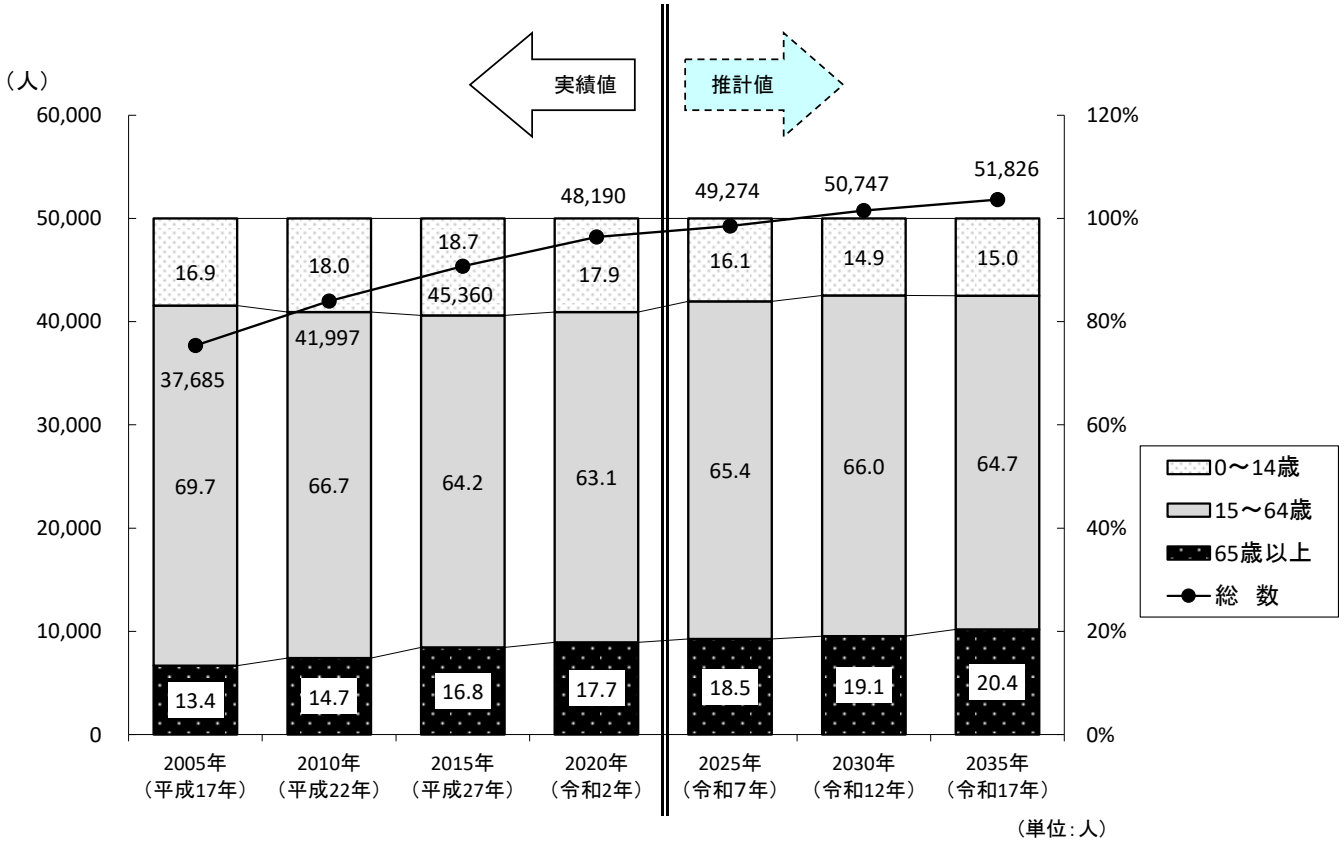

（単位：人）

	2005年（平成17年）	2010年（平成22年）	2015年（平成27年）	2020年（令和2年）	2025年（令和7年）	2030年（令和12年）	2035年（令和17年）
0～14歳	6,360	7,572	8,503	8,617	7,925	7,573	7,756
15～64歳	26,283	28,007	29,125	30,431	32,222	33,503	33,521
65歳以上	5,032	6,190	7,641	8,514	9,127	9,671	10,549
総人口	37,685	41,997	45,360	48,190	49,274	50,747	51,826

［実績値］資料：各年国勢調査
総人口には年齢不詳を含むので、年齢３区分別人口の合計とは一致しない
［推計値］資料：令和6年11月の国立社会保障・人口問題研究所（令和7年～令和 27 年）による
将来推計人口・世帯数

(2)家族類型別一般世帯数の推移

家族類型別一般世帯数の推移をみると、2005年(平成17年)には35.3%であった「夫婦と子ども世帯」の割合が2020年(令和2年)には32.4%と減少しています。「単独世帯」の割合は、2005年(平成17年)の25.5%から2020年(令和2年)には32.0%と6.5ポイント増加しています。

福岡県と比較すると、粕屋町は「夫婦と子ども世帯」の割合が高く、「単独世帯」の割合が低くなっており、子育て家庭の割合が高いといえます。「男親・女親と子どもからなる世帯」(ひとり親世帯)は、約9%で福岡県と同じ程度で推移しています。

図表 2−1−2 家族類型別一般世帯数の推移(福岡県比較)

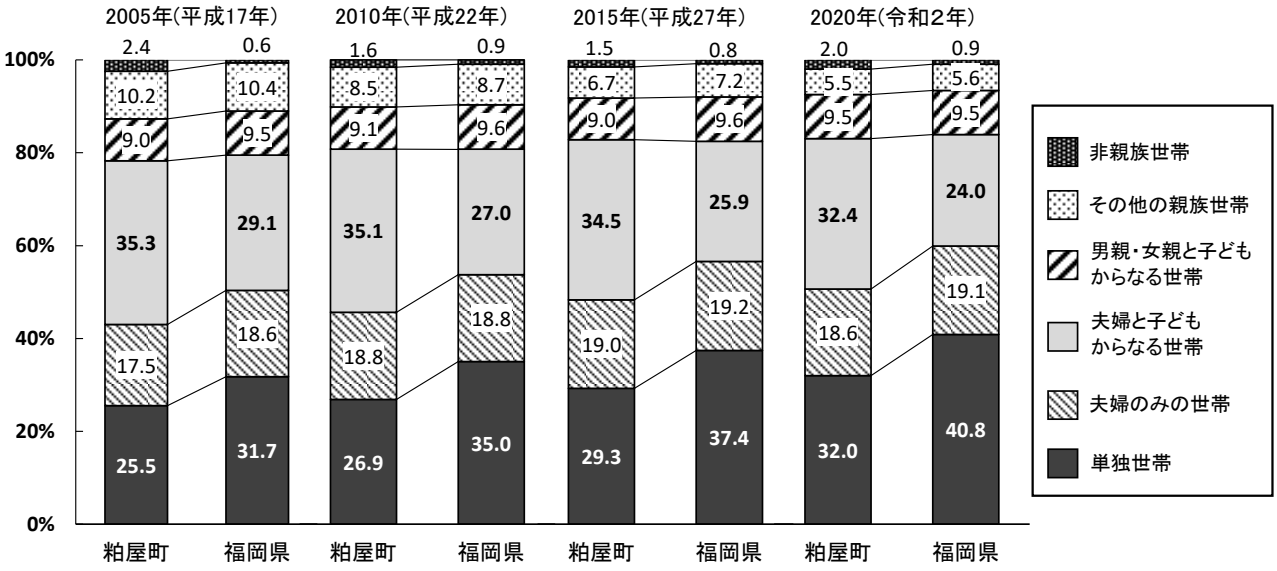

	2005年(平成17年)		2010年(平成22年)		2015年(平成27年)		2020年(令和2年)	
	粕屋町	福岡県	粕屋町	福岡県	粕屋町	福岡県	粕屋町	福岡県
総 数	14,098	1,984,662	16,196	2,103,383	17,991	2,192,369	19,853	2,308,878
単独世帯	3,601	630,031	4,356	736,339	5,263	820,806	6,358	942,993
夫婦のみ世帯	2,465	369,671	3,040	394,489	3,426	420,249	3,696	440,763
夫婦と子どもからなる世帯	4,971	578,203	5,688	567,730	6,213	567,372	6,434	553,879
母子または父子家庭	1,275	188,084	1,473	201,217	1,615	209,529	1,880	219,324
その他の親族世帯	1,444	206,523	1,383	183,962	1,203	156,857	1,096	130,349
非親族世帯	342	12,150	256	19,646	271	17,556	389	21,570

資料:各年国勢調査(世帯の家族類型「不詳」除く)

※一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。
●親族世帯:2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員など)がいる場合もここに含まれます。
●非親族世帯:2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいない世帯。
●単独世帯:世帯人員が1人の世帯。
今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

(3)女性の年齢階級別労働力率の推移

2020年（令和2年）をみると、25歳～29歳の82.9%をピークに30～34歳、35～39歳で7割台前半に低下し、40歳代から50歳代にかけて上昇するというM字型カーブを描いています。この結果から、本町においても結婚・出産期に仕事を離れる女性が多いことが伺えますが、本町の2015年（平成27年）の労働力率と比較すると、すべての年代で数値が上昇しており、結婚・出産期においても仕事を継続する女性が増加していることがわかります。

福岡県全体の労働力率と比較すると、20歳代後半から30歳代の数値はやや低くなっています。

図表 2－1－3 女性の年齢階級別労働力率の推移（福岡県比較）

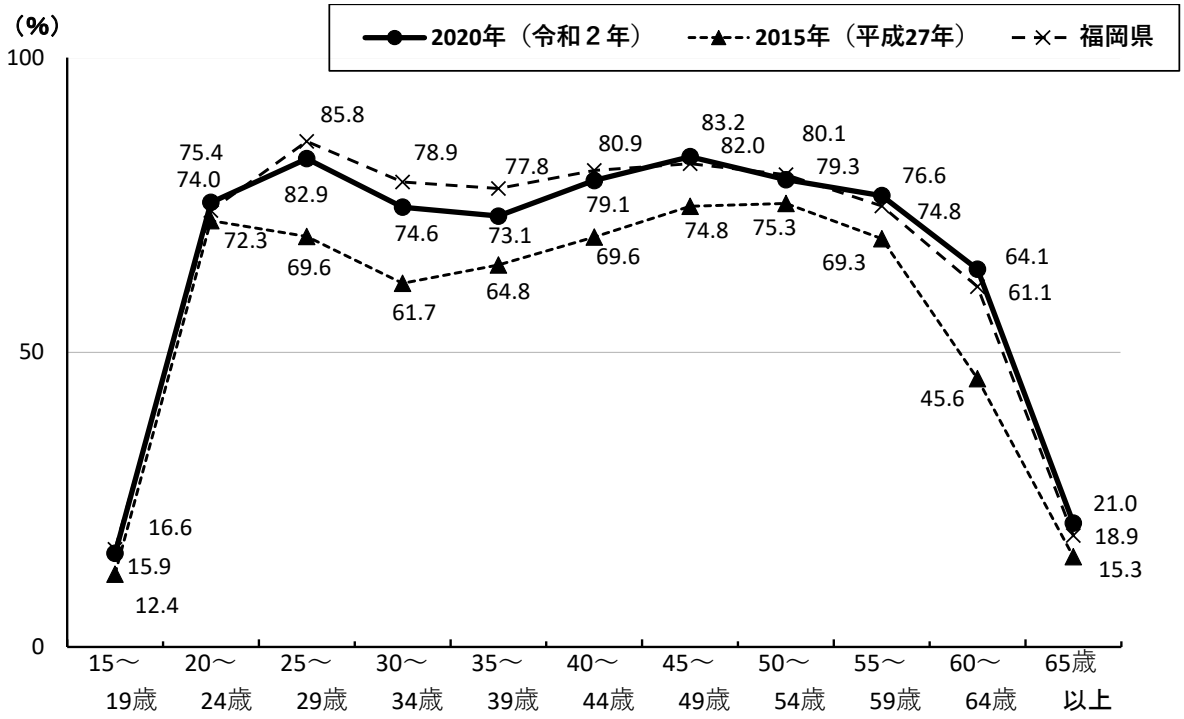

※「労働力率」は 15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

資料：各年国勢調査

(4)子どもがいる夫婦の共働き世帯の推移

本町における子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移をみると、2010 年（平成 22 年）の43.9%から徐々に増加し、2020年（令和2年）では55.9%が共働き世帯となっています。

全国、福岡県と比較すると、本町の共働き世帯の割合は2005年（平成17年）から全国、福岡県よりやや低い割台で推移してきましたが、2020年（令和2年）には、福岡県、全国と同程度まで高くなり、共働き世帯が増加していることがわかります。

図表 2－1－4 子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移

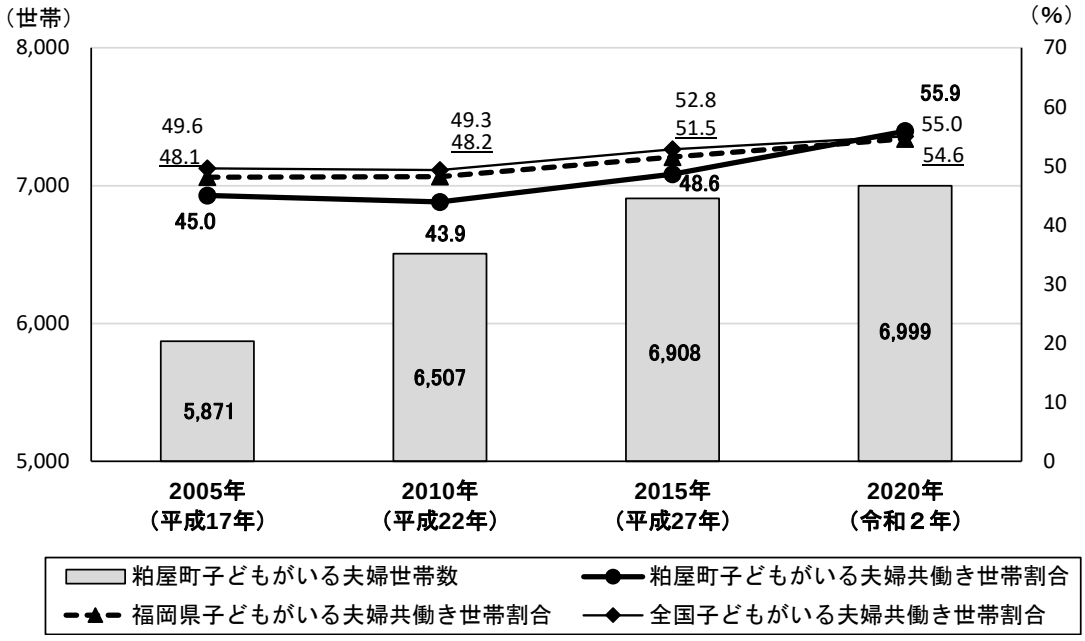

資料：各年国勢調査

(5)雇用者の従業上の地位

本町における雇用者の従業上の地位を性別にみると、女性は男性に比べて正規の職員・従業員の割合が29.5ポイント低く、反対にパート・アルバイト・その他の割合は男性に比べて34.3ポイント高くなっています。

全国、福岡県と比較すると、男性の正規の職員・従業員の割合が女性に比べて高く、女性のパート・アルバイト・その他の割合が男性に比べて高いという傾向は変わりません。本町では女性のパート・アルバイト・その他の割合は 44.1%で、全国、福岡県より高くなっています。

図表 2－1－5 雇用者の従業上の地位(全国、福岡県比較)

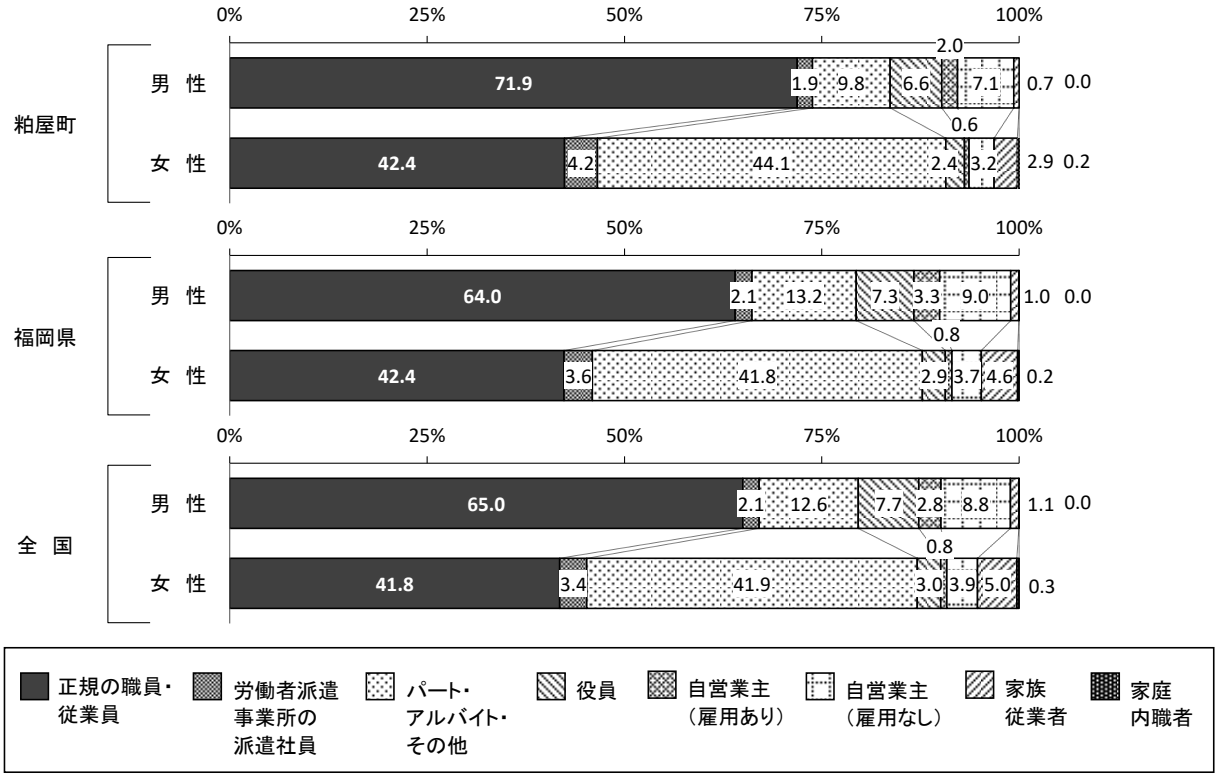

資料:2020 年(令和2年)国勢調査

(6)政策・方針決定過程への女性の登用状況

令和6年4月1日現在の審議会等における女性割合は34.1%となっており、全国の町村平均の登用率は、24.1%及び福岡県の町村平均28.8%(令和5年4月1日現在)のいずれも上回っています。また、町議会議員に占める女性割合は12.5%で、定数16人のうち2人が女性です。行政区長では、24人中1人、PTA 役員では、63人中28人となっています。

①地方自治法(第 202 条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況　　(単位:人・%)

	総数	男性	女性	女性の割合
審議会等	232	153	79	34.1

②町議会議員に占める女性の割合　　(単位:人・%)

	総数	男性	女性	女性の割合
町議会議員	16	14	2	12.5

③自治会の女性の登用状況　　(単位:人・%)

	総数	男性	女性	女性の割合
行政区長	24	23	1	4.2
ＰＴＡ役員	63	35	28	44.3

2 町民意識調査からみた男女共同参画の現状

第2次粕屋町男女共同参画計画の策定にあたり、町民の意識や実態を把握するために町民意識調査を実施しました。

（調査概要）
調査対象者：粕屋町在住の満20歳から79歳までの男女3,000人を無作為抽出
調査期間：2023年（令和5年）12月12日～2024年（令和6年）1月9日
調査方法：郵送による配布・回収及びインターネットによる回収

配布数（A）	有効回収数（B）	有効回収率（B／A）
3,000	1,000	33.3%

(1)固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」といういわゆる固定的性別役割分担意識については『同感する』が33.9%、『同感しない』が65.8%と、『同感しない』が30ポイント以上上回っています。

性別でみると、『同感しない』は女性で67.0%、男性で63.3%となっており、女性の方が3.7 ポイント高くなってます。

前回調査と比べると、『同感しない』の割合が男性で 10.5 ポイント、女性で 7.6 ポイント増加しており、男女ともに性別役割分担を容認しない人が増えており、固定的性別役割分担意識は解消される傾向にあり、その傾向は男性により強いといえます。

全国調査とは選択肢の表現が異なるため厳密な比較はできないものの、性別役割分担を容認しない人の割合は全国調査よりも高くなっています。

図表 2－2－1－① 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別]（前回調査比較）

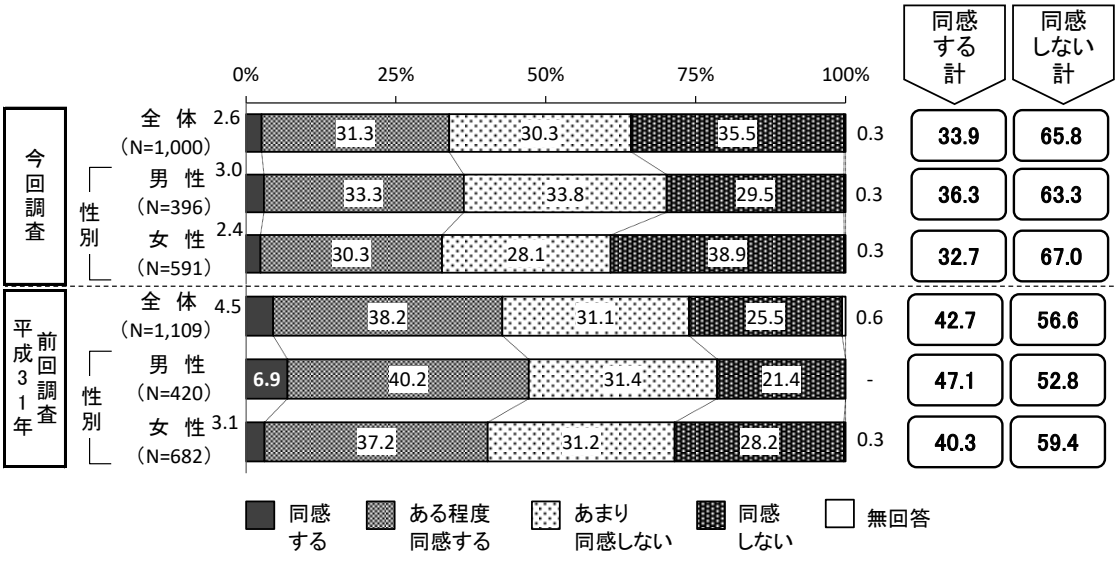

図表 2－2－1－② 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別]（全国調査）

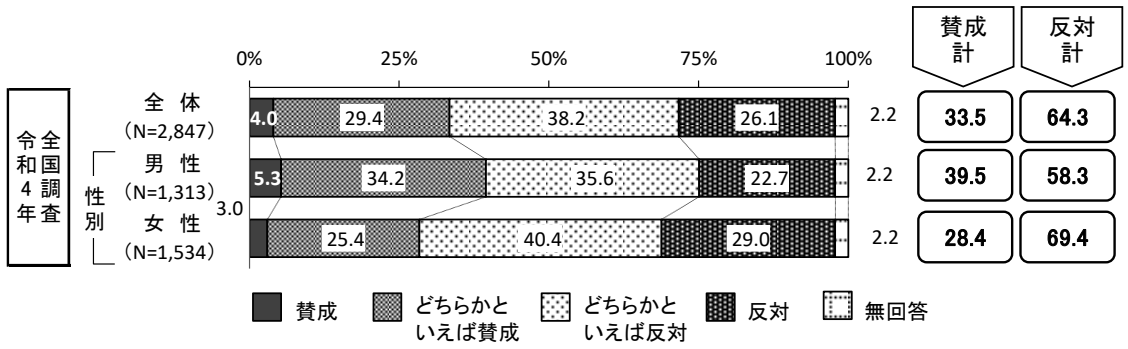

(2)男女の地位の平等感

男女の地位の平等感について8つの項目でたずねたところ、『男性優遇』が高いのは「政治の場」「社会通念、慣習、しきたりなど」で7割台半ば、また、「社会全体」も約7割と高くなっています。これらの上位3項目は経年でみても『男性優遇』が高く、依然として課題は大きいといえます。次いで、「法律や制度のうえ」「地域活動・社会活動の場」「職場」「家庭生活」が高く、いずれも4割台となっています。「学校教育の場」では13.8%と最も低く、「平等」の割合が44.9%となっていました。

性別でみると、ほとんどの項目で『男性優遇』の割合は女性が男性を上回っており、男女の地位については、女性の方に不平等感が強いといえます。

図表 2－2－2－① 分野別男女の地位の平等感[全体、性別]

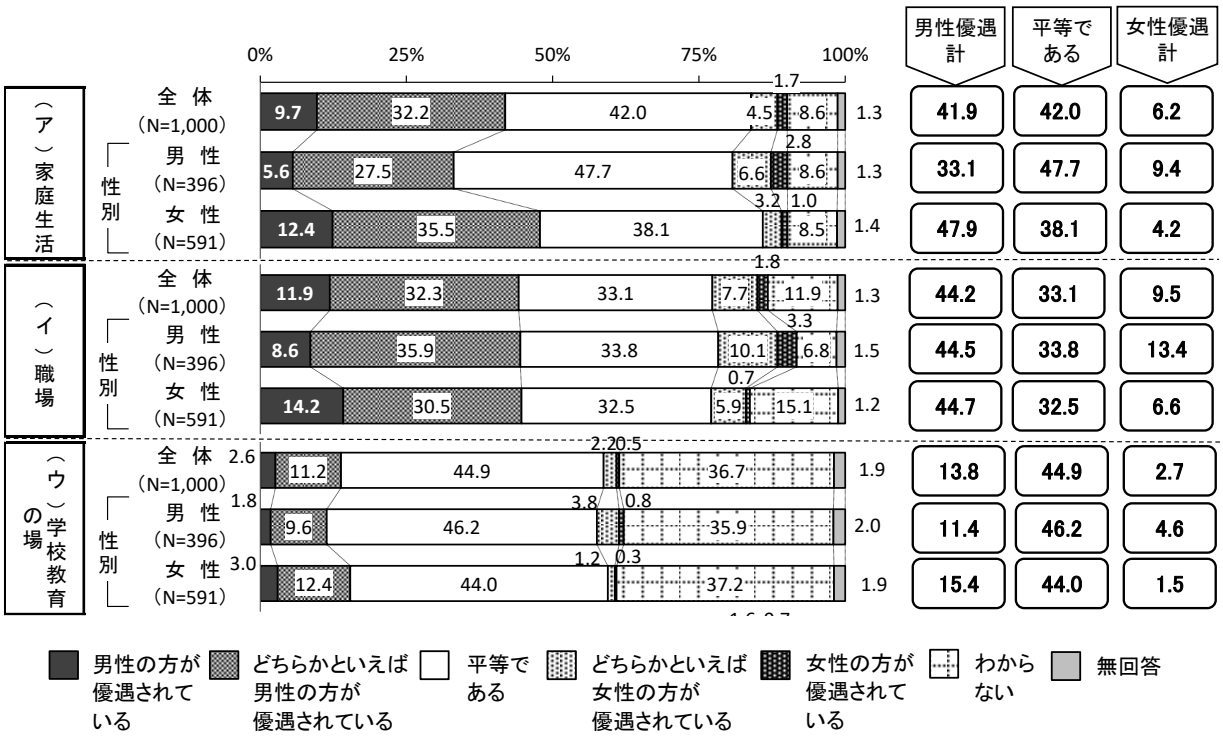

図表 2－2－2－② 分野別男女の地位の平等感[全体、性別]

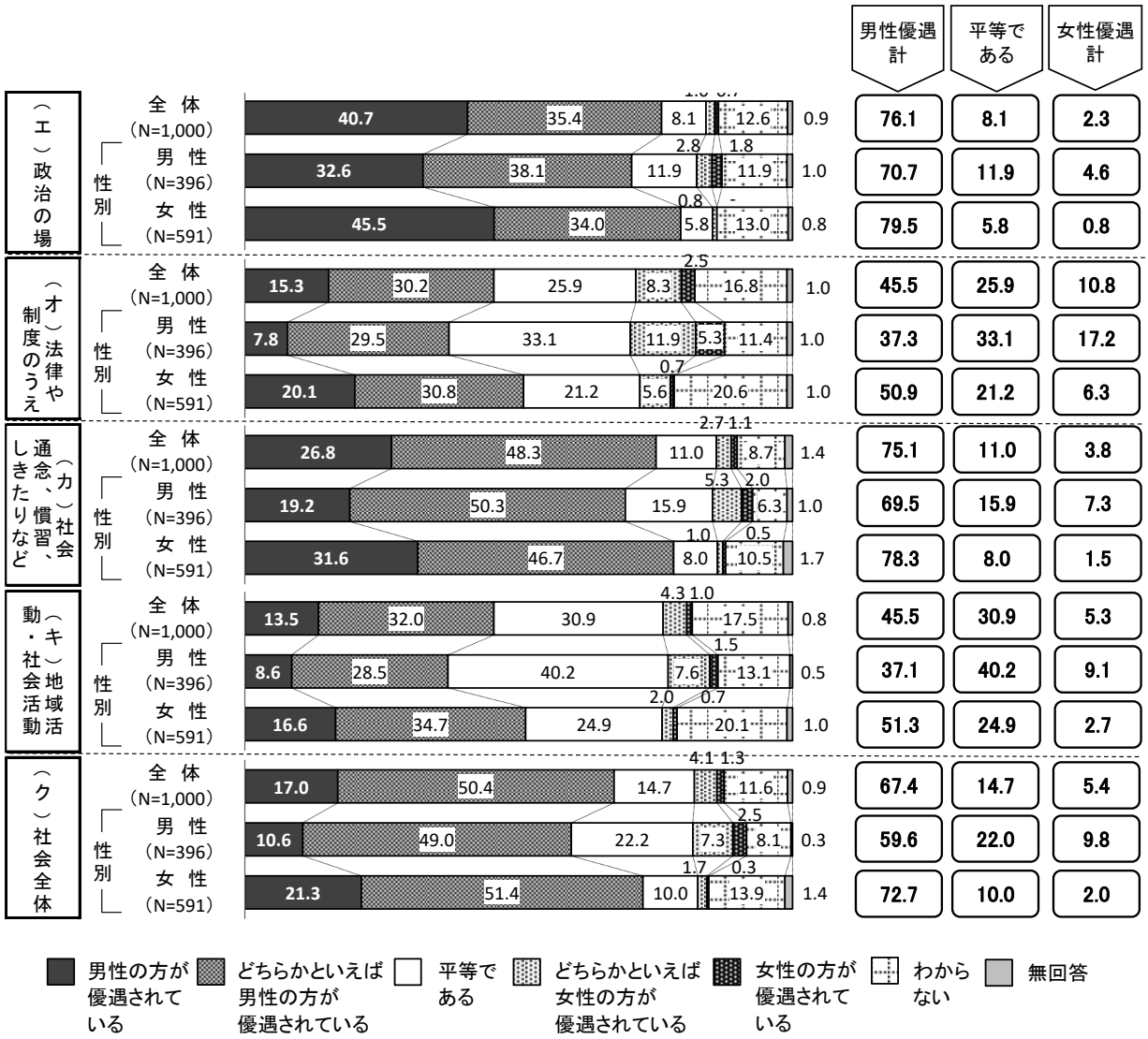

(3)家庭生活について

現在、配偶者・パートナーがいる人に対して、家庭内の役割分担状況についてたずねたところ、「主に夫」は「家計を支える（生活費を稼ぐ）」で5割台半ばと高く、一方、「主に妻」は「掃除、洗濯、食事の支度などの家事」が約6割、日々の「家計の管理」が約5割とそれぞれに高くなっており、夫が稼ぎ妻は家事という性別役割分担が家庭内で行われている実態が伺えます。このような性別による認識の違いは「育児、子どものしつけ」や「子どもの教育方針・進学目標の決定」でもみられ、女性は「主に妻」の割合が男性より高く、「夫・妻同程度」の割合は男性が女性を上回っており、女性の方に妻が担っているという認識が高くなっています。

図表 2－2－3－① 家庭内の役割分担[全体、性別]

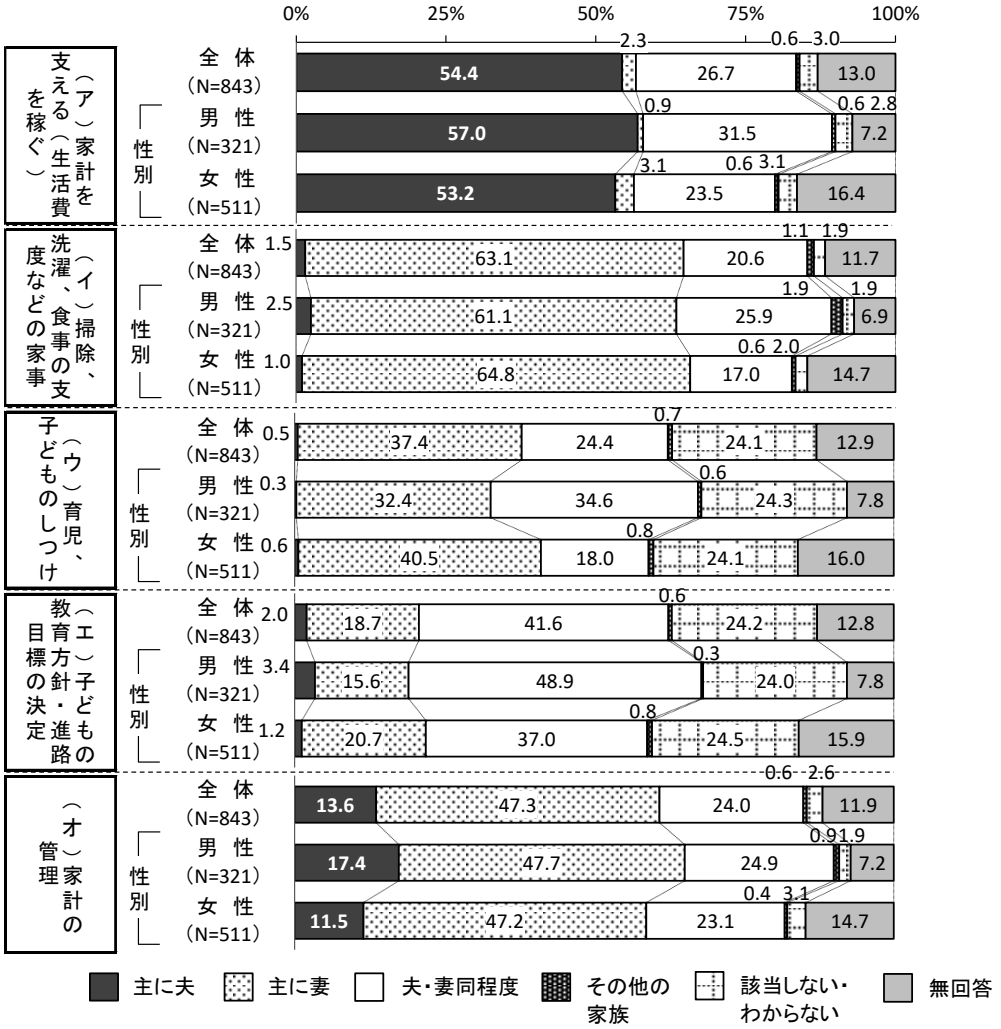

「育児、子どものしつけ」、「子どもの教育方針・進路目標の設定」の役割分担について、総数から「該当しない・わからない」人を除いて、「夫と妻と同程度で行っている」人の割合を算出したところ、以下のようになっています。

図表 2－2－3－② 家庭内の役割分担[全体、性別]

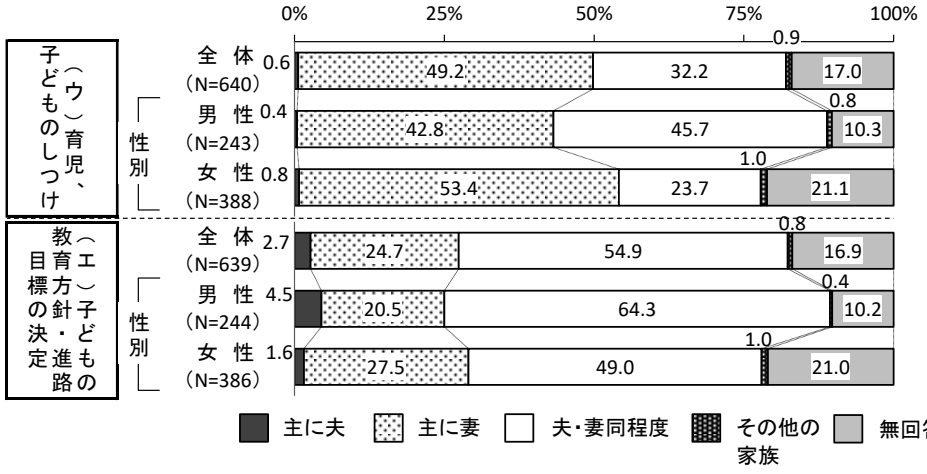

※「該当しない・わからない」を除く

(4)地域活動について

①地域づくりにかかわる活動への参加状況

地域づくりにかかわる活動への参加状況については、前回調査と比べ「特に参加していない」が増加し男女とも約7割に上っています。PTAなど地域に関連する活動でも参加率が減少し、参加率が最も高い「自治会や町内会での活動」でも、前回調査からは8ポイント減少しています。

図表 2－2－4 地域づくりにかかわる活動への参加状況[全体、性別](前回調査比較)

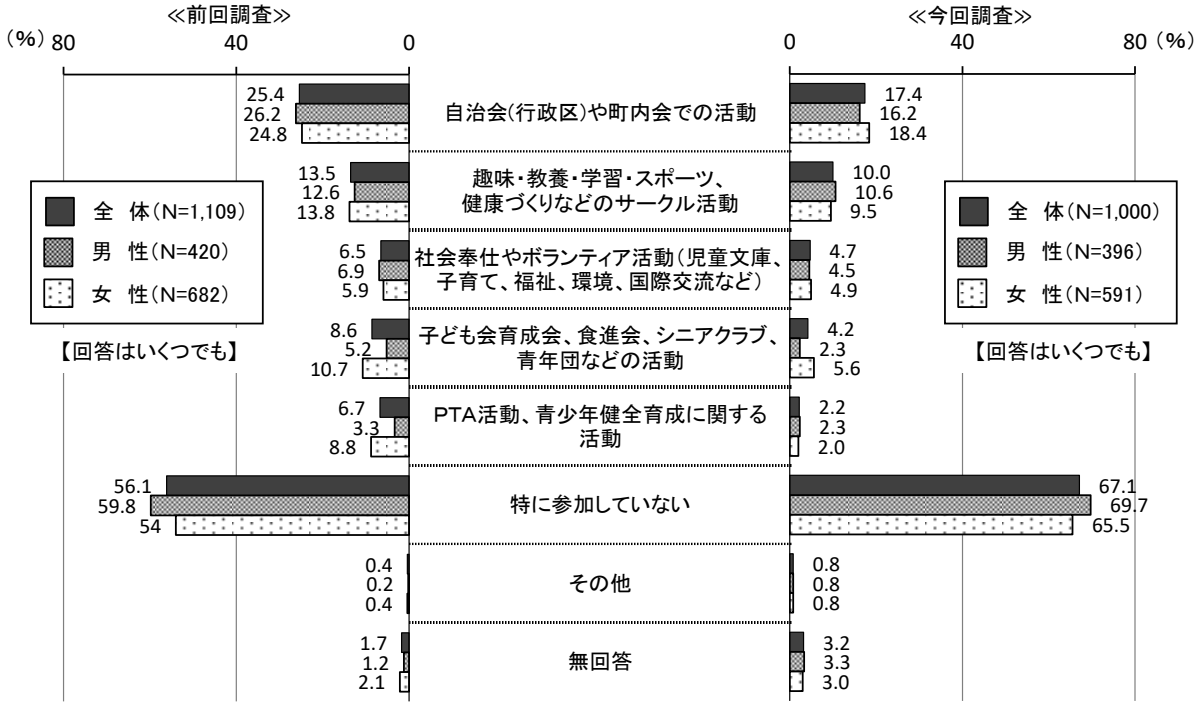

②役職、公職への就任や立候補を依頼された場合の対応

地域の役職や政策に関わる役職への立候補を依頼された場合の対応をみると、男女とも『引き受ける』は「県や市町村の審議会や委員会のメンバー」「PTA会長・子ども会育成会長」「自治会（行政区）長」「市町村長や地方自治体議員」の順で高くなっています。とはいえ、すべての役職で『引き受ける』は1割台にとどまり、女性は男性より低くなっていました。

図表 2－2－5 役職、公職への就任や立候補を依頼された場合の対応[全体、性別]

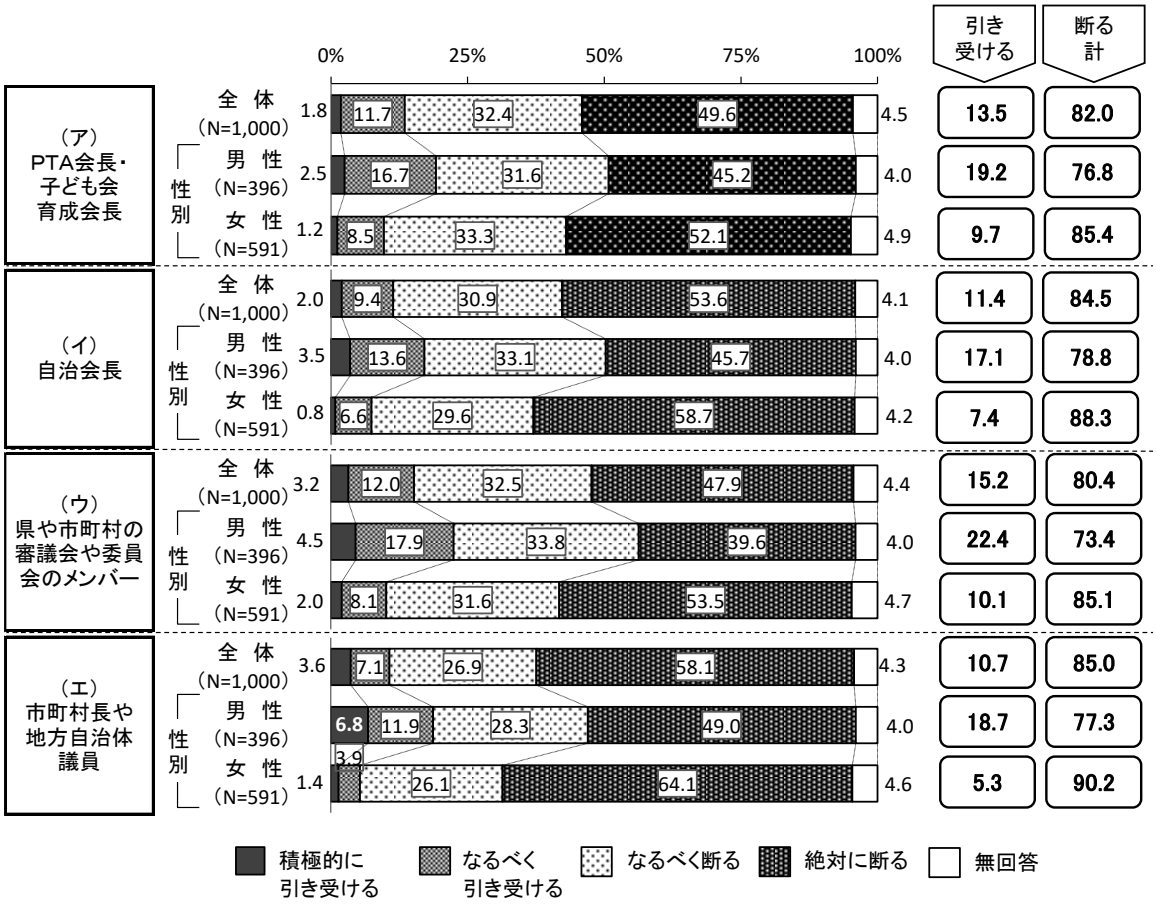

③地域の役職や政策に関わる役職への立候補を断る理由

断る理由については、女性は「責任が重いから」が約20ポイント、「知識や能力の面で不安があるから」が約14ポイント、男性より大幅に高くなっています。このうち、女性の「時間的な余裕がないから」は、前回調査の47.3%から7.9ポイント高くなっており、女性の就労率が高くなっている状況が影響しているようです。

図表 2－2－6 役職、公職への就任や立候補を断る理由[全体、性別]

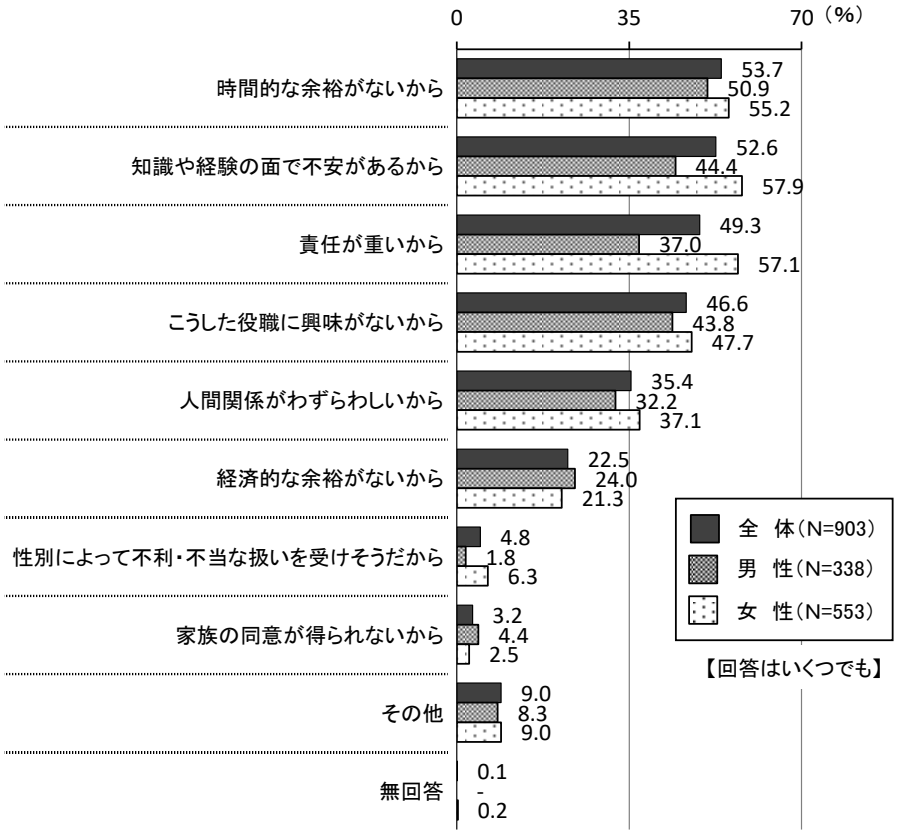

(5)女性が職業をもつこと

①女性が職業をもつことについての考え方

女性が職業をもつことについては、男女とも「ずっと職業をもっている方がよい」が最も高く、女性では約7割、男性は6割を占めています。前回調査と比較すると10ポイント以上高くなっています。他方、「子どもができたら職業を中断し、子どもの手がかからなくなって再びもつ方がよい」という中断・再就職は男女ともに2割台半ばで、前回調査より10ポイント以上低くなっています。本町においては、女性の働き方として就業継続が主流となっているといえます。

図表 2－2－7 女性が職業をもつことについての考え方[全体、性別](前回調査比較)

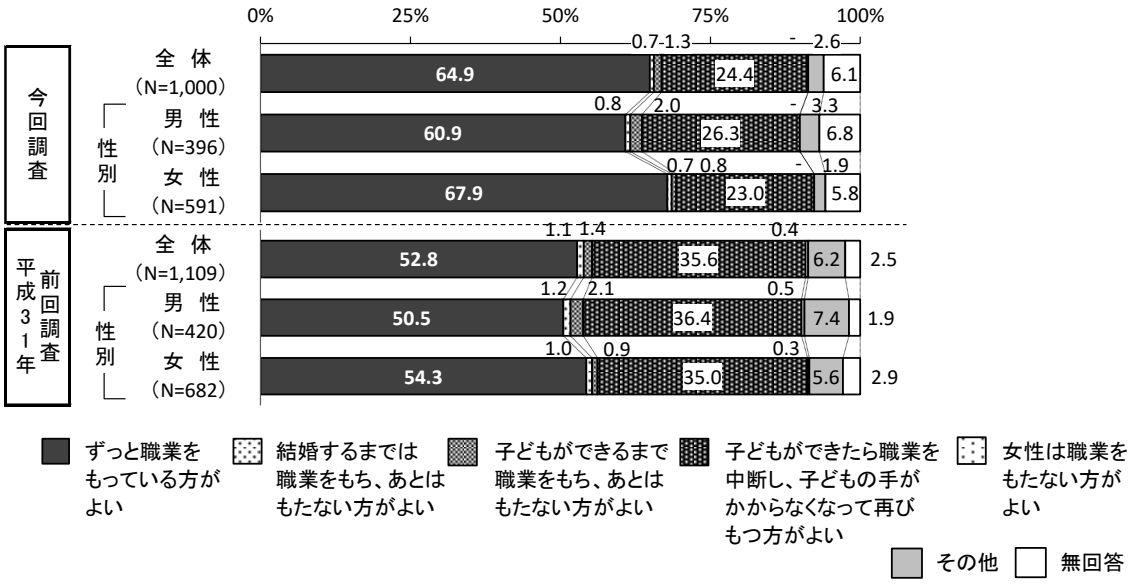

②女性が職業をもち、働き続けるために必要なこと

女性が職業をもち、働き続けるために必要なことでは、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が男女ともに約6割で圧倒的に高く、現状の保育施設の充実とともに、多様な家庭の事情に対応できる育児・介護支援サービスの拡充が求められています。

また、男性の家事や子育て・介護に参画できるような働き方改革等、性別に関わらない労働時間の短縮や在宅勤務制度など柔軟な働き方の推進を事業所に啓発していくことも必要です。

図表 2－2－8　女性が職業をもち続けるために必要なこと・上位 10 位［全体、性別］

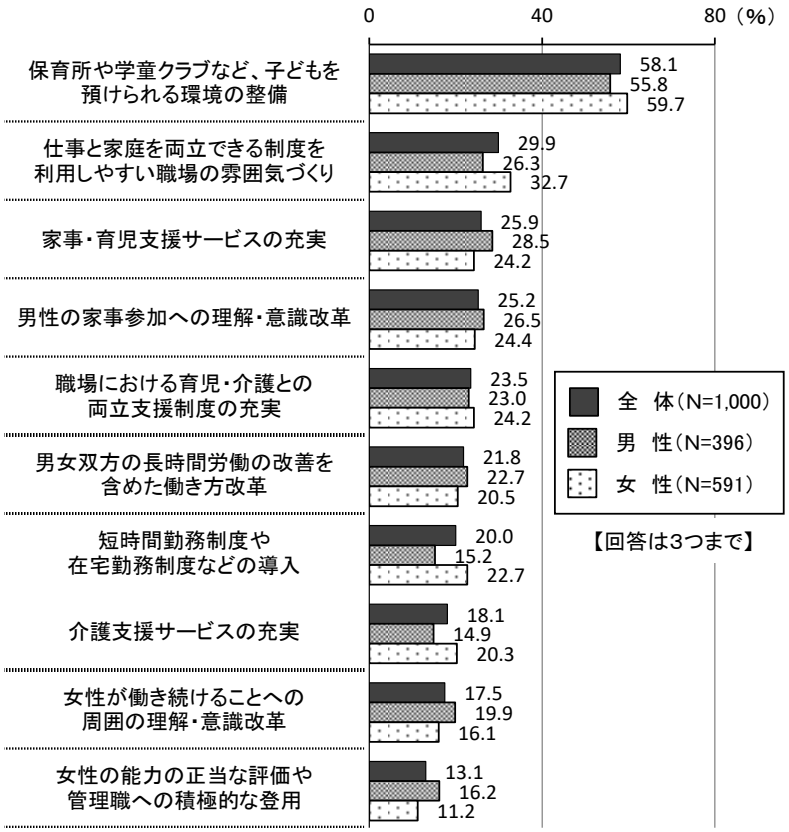

(6)配偶者・パートナーからの暴力について

①ＤＶを受けた経験

この3年間でDVを受けた経験については、身体暴力は男性3.8%、女性4.8%、精神的暴力は男性3.5%、女性6.6%、性的暴力は男性0%、女性は 2.6%ですべての暴力の種類で女性の方が男性を上回っています。また、これらの暴力をいずれか1つでも受けた人は男性5.3%、女性8.8%となっています。

図表 2－2－9－①　ここ3年間の配偶者・パートナーからの暴力の経験［全体、性別］

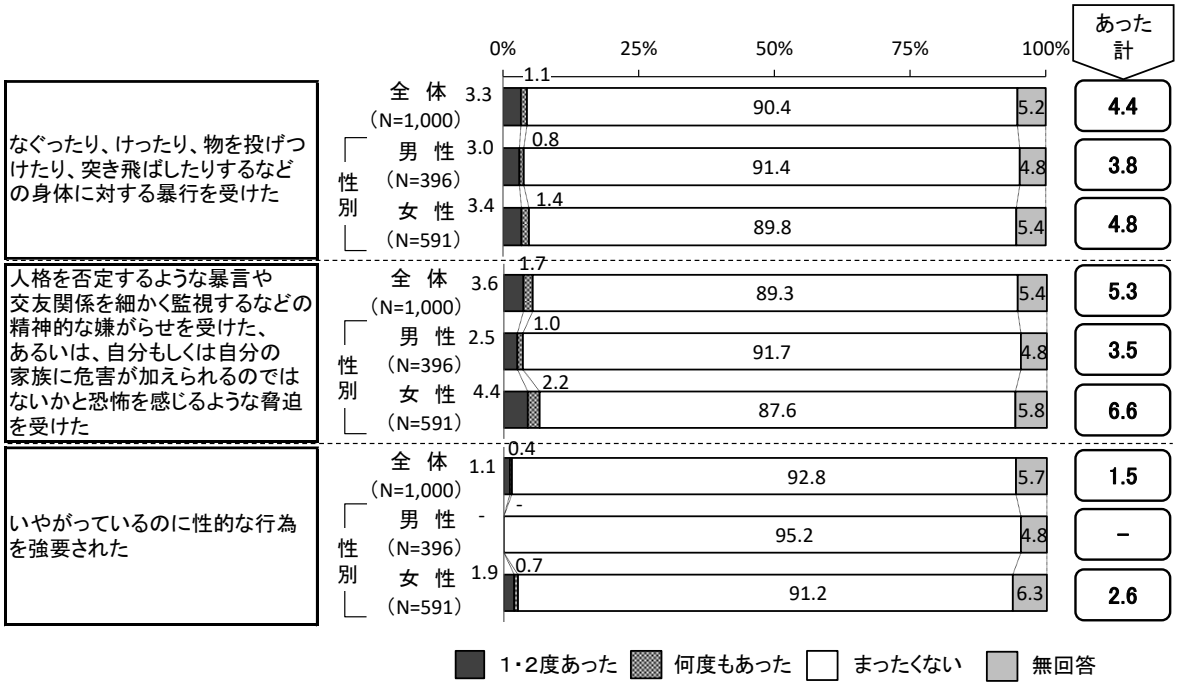

図表 2－2－9－②　ここ3年間の配偶者・パートナーからの暴力の経験［全体、性別］
（前回調査比較）

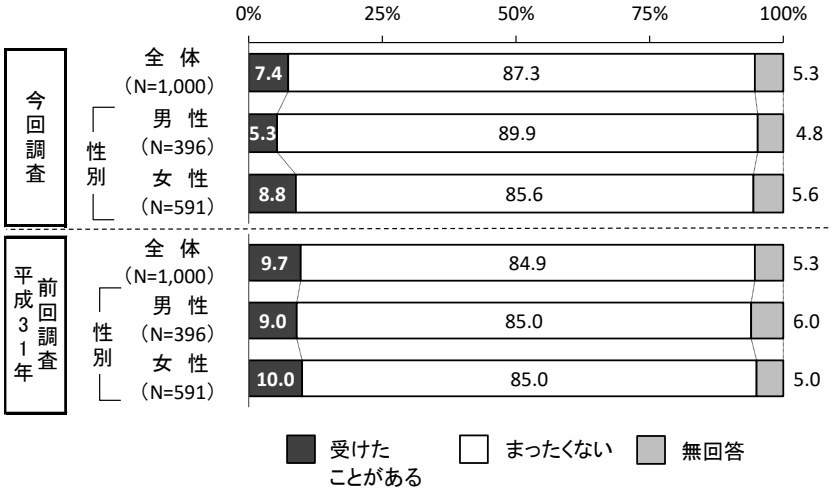

(7)男女共同参画社会の実現について

女性は「保育や介護の施設・サービスを充実する」「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が5割を超えて高く、男性の1位は「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」となっています。次いで、女性は「仕事と家庭や地域活動の両立ができるよう企業に働きかける」が高く、30代の子育てに忙しい年代で高くなっていました。男性は「保育や介護の施設・サービスを充実する」となっており、性別に関わらず、子育てや介護という家族責任と就労との両立支援や再就職支援が行政へ求められています。

図表 2－2－10 男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れること[全体、性別]

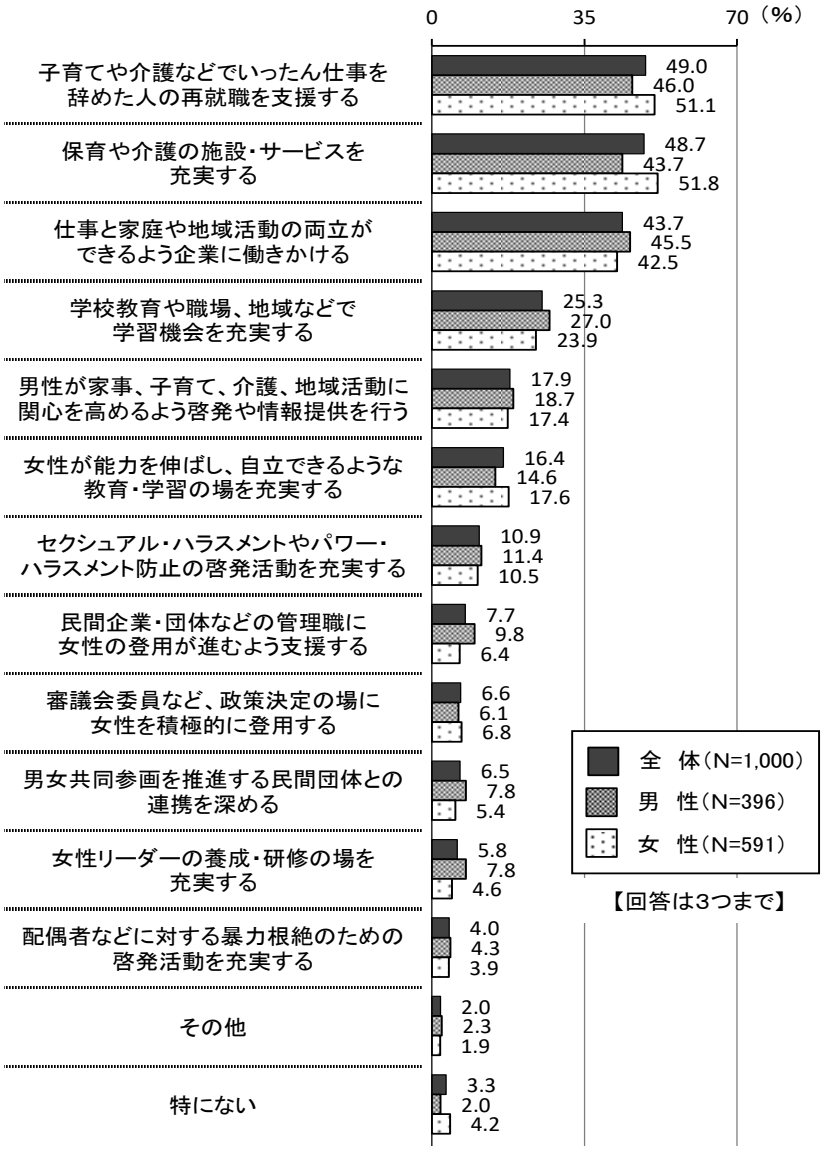

3 粕屋町のこれまでの取組

粕屋町では、町の実情にあった男女共同参画推進施策を展開するために2014年（平成26年）に「粕屋町男女共同参画計画策定委員会」を設置し、「男女共同参画計画」策定に向けて協議を重ねました。2015年（平成27年）3月に「粕屋町男女共同参画計画」を策定、12 月には「粕屋町男女共同参画推進条例」(以下、条例という)を制定し、粕屋町における男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

2020年（令和2年）3月には、2019年（令和元年）5月に実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」の結果及び社会情勢、町の課題を含めて計画の見直しを行い、「女性も男性もいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」を基本理念とした「粕屋町男女共同参画計画 後期計画」を策定しました。計画の期間中には粕屋町男女共同参画審議会を開催して、計画に基づく施策の実施の点検及び評価を行ってきました。

これまでに粕屋町では、町民の男女共同参画への理解と関心を深めるための啓発活動として、男女共同参画企画講座の開催、粕屋町男女共同参画標語の募集、広報かすやへ男女共同参画のコラムの掲載を行いました。

男性の家事・育児・介護への参画意識の形成として、料理教室や父子向けのイベントを開催しました。また、子育て支援の施設内には男性用トイレにもベビーチェアを設置するなど、環境面での整備も進めました。

各種相談窓口の啓発も年間を通じて実施し、2021年（令和3年）7月には、町が実施する施策で男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと思われることについての苦情や、性別を理由とする人権侵害についての救済を申出ることができる「男女共同参画苦情処理制度」を開始しました。

2022年度（令和4年度）には「粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の運用を開始し、町民一人ひとりが互いの多様性を認め合いながら、誰もが大切なパートナーや家族とともにその人らしく人生を歩んで行けるように支援するための体制を整えました。

男女共同参画に関する課題としては依然として、DV等暴力の問題、女性の活躍推進、貧困など多様な困難を抱える人々への支援等多岐にわたっており、今後はさらに男女共同参画社会の形成に向けた多様な取組が必要です。

庁内の推進体制を確立し、町民や関係団体、事業所などと連携して本町の男女共同参画のまちづくりを着実に推進していくことが求められます。

第3章　計画の基本的考え方

第3章　計画の基本的考え方

1　計画の基本理念

粕屋町は、すべての人がその性別にかかわらず、個人の個性や意欲、適性や能力に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、一人ひとりが豊かな人生を送ることができる、男女共同参画のまちづくりに取り組んでいます。また、第５次粕屋町総合計画では、「太陽と緑のまち」、「協働でつくる安心のまち」をまちづくりの基本理念として掲げ、人と人がつながり、互いに支え合い、町民が主体となった地域社会を実現することを目指しています。

本計画は、まちづくりの基本理念および「粕屋町男女共同参画推進条例」の第3条に掲げられた基本理念に鑑み、男女共同参画社会の形成に向けて粕屋町が目指すべき姿を示すものとして、本計画の基本理念を以下の通り定めます。

基 本 理 念

「あなたらしさ」を認め合う

希望の花咲くまち　かすや

粕屋町男女共同参画推進条例の基本理念

(1) すべての人は、個人としての尊厳が重んじられ、直接的又は間接的な性による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければならない。

(2) すべての人は、固定的性別役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されなければならない。

(3) すべての人は、男女平等の意識の形成について、教育は重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育を受けられるよう配慮されなければならない。

(4) すべての人は、性にかかわらず、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されなければならない。

(5) すべての人は、家庭生活における相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について役割を果たし、かつ、学校、職場、地域等における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。

(6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行わなければならない。

(7) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の性による人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されなければならない。

(8) すべての人は、対等な関係の下に、互いに性の理解を深めるとともに、妊娠、出産等性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の下で健康を保持することができるよう配慮されなければならない。

2 計画の基本目標と基本施策

本計画では、基本理念を基に4つの基本目標と10の基本施策を掲げ、総合的な施策の推進を図ります。

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会実現のための意識づくり

町民の男女平等の意識を醸成し、固定的性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場において活躍ができるよう、男女共同参画についての意識啓発や教育活動を充実し、その意識を醸成していきます。

（条例の基本理念　1、3、6）

基本施策1. 男女共同参画についての意識啓発
基本施策2. 男女共同参画についての教育・学習の推進

基本目標Ⅱ　男女が共に能力を発揮できる社会づくり

女性の就労継続や再就労に向けて就労の場での男女共同参画を推進し、職業生活における女性の参画を促進していきます。また、男女が共に充実感を得ながら働くとともに、家庭や地域生活などにおいて人生の各段階に応じた多様な生き方を選択できるワーク・ライフ・バランスを推進します。町政や地域活動における政策や方針決定の場に男女が対等に参画する環境づくりを進めます。

（条例の基本理念　2、4、5）

基本施策1. 女性の就労支援
基本施策2. ワーク・ライフ・バランスの推進
基本施策3. 政策・方針決定の場への女性の参画推進

基本目標Ⅲ　男女が共に参加し支えあうまちづくり

性別に関わらず、子育てや介護等と仕事との両立ができるように支援策を充実します。高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭や配慮を必要とする人たちなど多様な困難を抱えた人々が安心して暮らし、社会参画が実現できるように支援の取組を進めます。

（条例の基本理念　1、2、5）

基本施策1. 子育て・介護と就労との両立支援
基本施策2. 困難な状況に置かれている人への支援

基本目標Ⅳ　男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

性別に関わらず生涯にわたり健康で安心して暮らせるように、性に関する正しい情報の提供や、人生の各段階に応じた健康支援を行います。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DVやデートDVを防止し、被害者を支援するとともに性暴力やハラスメント等のあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進等充実を図ります。さらに、防災分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

（条例の基本理念　6、7、8）

基本施策1. 生涯を通じた健康支援
基本施策2. あらゆる暴力の根絶
基本施策3. 防災における男女共同参画の促進

3 計画の体系

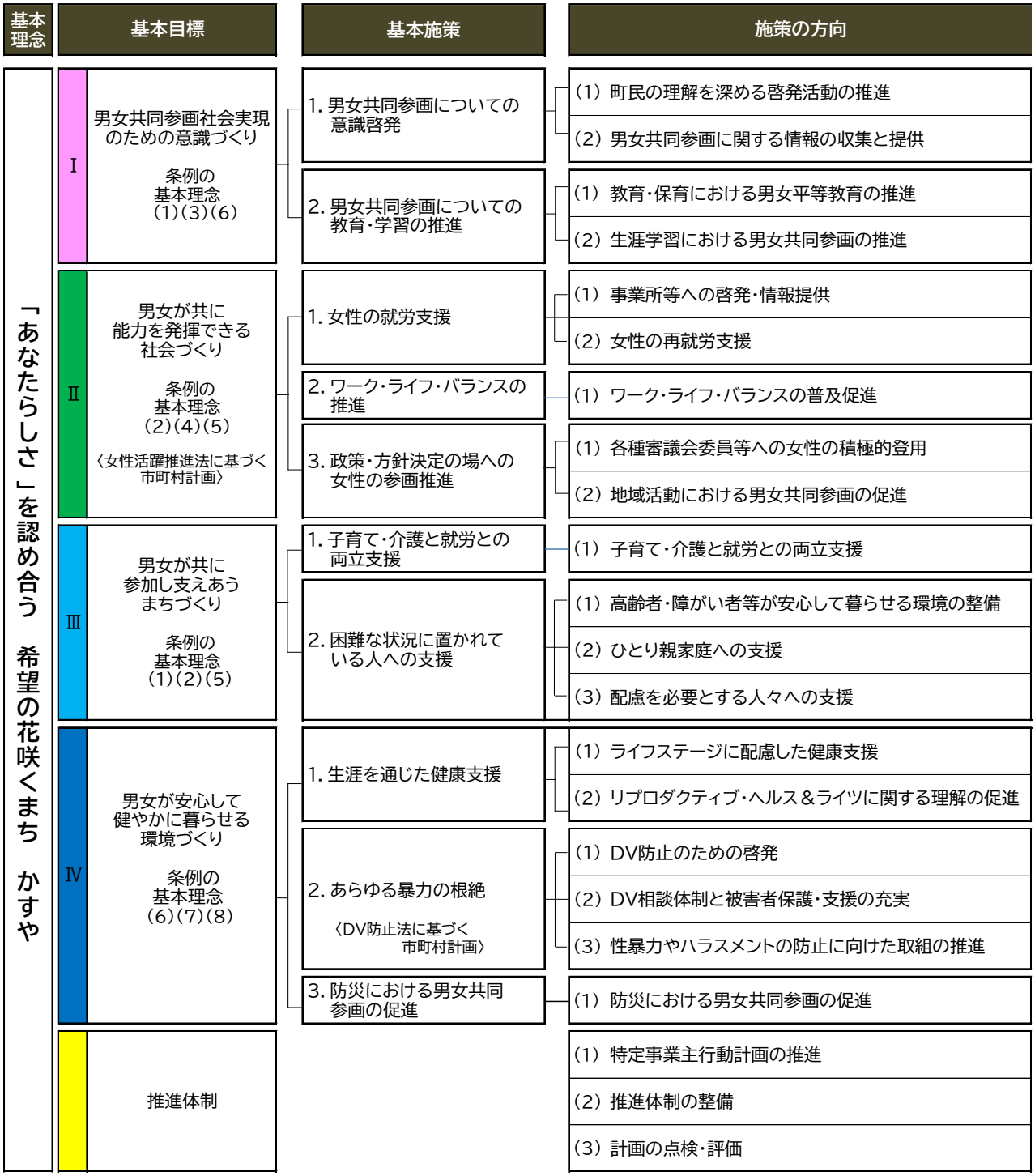

＊基本目標Ⅱは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画」として位置付ける。

＊基本目標Ⅳの2は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する基本計画」として位置付ける。

4 本計画とSDGsとの関連

2015年（平成27年）の国連サミットで採択された SDGs の理念は「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、2030年（令和12年）までの国際社会全体の持続可能な17のゴール（目標）を定めています。粕屋町においても、ゴール5「ジェンダー平等の実現」をはじめとして基本目標と関連するゴールの視点を踏まえて、男女共同参画の取組を推進します。

●基本目標に関連しているＳＤＧｓゴール

基本目標	関連するゴール
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	
基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮できる社会づくり	
基本目標Ⅲ 男女が共に参加し支え合うまちづくり	
基本目標Ⅳ 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	

●本計画と関連するＳＤＧｓゴール

	1 貧困をなくそう	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4 質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第4章　計画の内容

第4章　計画の内容

1 重点的な取組

第2次粕屋町男女共同参画計画の策定にあたり、これまでの取組や町民意識調査結果、審議会での提案と検討を踏まえて、以下の項目を重点的に取り組むべき項目とします。

1. 町民の理解を深める啓発活動の継続的な推進

町民意識調査では「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は全体的には解消されつつありますが、年齢の高い層には根強い傾向にあります。男女の地位については、「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」を『平等』と感じる割合は1割程度にとどまり、町民の多くが社会が男女平等な状態とは認識していません。また、「かすや地区女性ホットライン」「粕屋町男女共同参画推進条例」など町に関わる項目の認知は依然として低い状況にあります。男女共同参画に関わる用語については、「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」「LGBTQ」「男女共同参画社会」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の認知が、年齢の高い層は年齢の低い層よりも低くなっており、男女共同参画社会に関わる啓発活動の継続的な推進が必要です。

住民が自身の問題としてジェンダー平等を実現する担い手となれるよう、生活の実情や蓄積された体験の違いに配慮して効果的な啓発事業に取り組みます。さらには、条例やホットラインなど町独自の事業の周知を高めていく取組も進めます。

◆関連する施策◆
基本目標Ⅰ　男女共同参画社会実現のための意識づくり
基本施策１男女共同参画についての意識啓発
（１）町民の理解を深める啓発活動の推進
（２）男女共同参画に関する情報の収集と提供

2. 地域の人材発掘と育成

地域がそれぞれの特徴を活かし自律的で持続的な社会を創生することを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」では、「住みよい地域づくりを進めていくには、女性が地域の意思決定や政策決定の場に参画していくことや、働く世代の男女が活動を担っていくことなど地域活動の担い手の多様化が求められています」としています。

多様化する地域の課題やニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。

町民意識調査によると、自治会の役員など地域の意思決定の場へ積極的に女性が参

画することについて、9 割が必要と考えています。一方で、役職を受けることについて、知識や能力の面での不安や責任が重いことを負担と感じる女性も多く、また、「地域活動・社会活動の場」を『男性優遇』と感じる割合は女性が男性を上回っており、地域での女性の不平等感は高いといえます。

地域活動を支えている女性が、男性が優遇される状況に気後れして地域の意思決定の場に参画せず潜在化しているおそれがあります。地域活動が男女平等で進められるよう今以上の啓発が必要です。また、女性が自身の体験や知識に自信がもてるよう、リーダーの育成に向けた研修も重要です。

県と連携しながら女性の地域リーダー育成事業取り組みます。また、女性役員の参画促進、働く世代の男女に地域活動の促進などについての模範事例も広く紹介していきます。

◆関連する施策◆

基本目標Ⅱ　男女が共に能力を発揮できる社会づくり

基本施策３　政策・方針決定の場への女性の参画推進

（１）各種審議会委員等への女性の積極的登用

（２）地域活動における男女共同参画の促進

2 具体的な取組

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会実現のための意識づくり

基本施策1.　男女共同参画についての意識啓発

【現状と課題】

固定的性別役割分担意識とは、「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定的に分けようとする考え方です。性別で役割が異なるとする決めつけは、ジェンダー・バイアス（ジェンダーによる偏見）と言われ、男女共同参画社会の形成を阻害する要因として解消が求められています。

町民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に『同感する』が33.9%、『同感しない』が65.8%と、『同感しない』人の割合が30ポイント以上高くなっています。

前回調査と比べると、『同感しない』の割合が男性で10.5ポイント、女性で7.6ポイント増加し、男女ともに性別役割分担を容認しない人が増えており、固定的性別役割分担意識は解消される傾向となっています。ただし、男性の年齢の高い層と低い層では違いが大きく、世代による意識の差は大きくなっています。また、実際の家庭での役割では、掃除や洗濯などの家事は妻の役割となっています。女性が家事役割を担う慣習が解消されていない原因の一つに、無意識レベルに固定的性別役割分担意識が根付いていることが伺えます。このような無意識の偏見、いわゆる「アンコンシャス・バイアス」を解消するために、生活実態に合わせた意識啓発が求められます。

町では広報紙やホームページ、SNS、パンフレットなど多様な媒体を活用し、男女共同参画社会に関する情報を提供してきました。今後も、地域への出前講座や人権学習などあらゆる機会を活用して、子育て世代や高齢世代など年齢や生活の状況に合わせてオンライン開催を取り入れるなど効果的な啓発活動を充実していきます。また、男女共同参画を広く浸透させる事業は継続して実施していきますが、地域などに根付く慣行等についてジェンダーの視点で課題を明らかにし、見直しにつながるように啓発方法を工夫します。

【施策の方向】

(1)町民の理解を深める啓発活動の推進

取組		取組内容	担当課
1	男女共同参画に関する情報の提供	○男女共同参画に関する取組や法令等をわかりやすく解説するなど広報紙、ホームページ、SNS等を活用して情報を提供します。 ○町民や教育機関向けのパンフレット等を作成し、それぞれに対応した啓発に努めます。	協働のまちづくり課
2	男女共同参画に関する講座・講演会等による啓発	○男女共同参画に関する様々なテーマについて、出前講座や人権学習などにおいて町民への啓発を進めていきます。また、オンラインでの開催など開催方法も工夫していきます。	協働のまちづくり課

取組		取組内容	担当課
3	制度や慣行の見直しに向けた啓発	○家庭、地域、職場などの制度や慣行等について、男女共同参画の視点による見直しに向けて、町民や地域への啓発、情報提供に努めます。	協働のまちづくり課

(2)男女共同参画に関する情報の収集と提供

取組		取組内容	担当課
4	男女共同参画週間における情報発信	○男女共同参画週間(6/23~6/29)に、ポスター掲示、ホームページへ掲載等、関係課と連携して男女共同参画について情報発信していきます。 ○図書館での関連図書の展示を行います。	協働のまちづくり課 社会教育課

参考データ

図表 4－2－1「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別]
(前回調査・全国調査比較)(再掲)

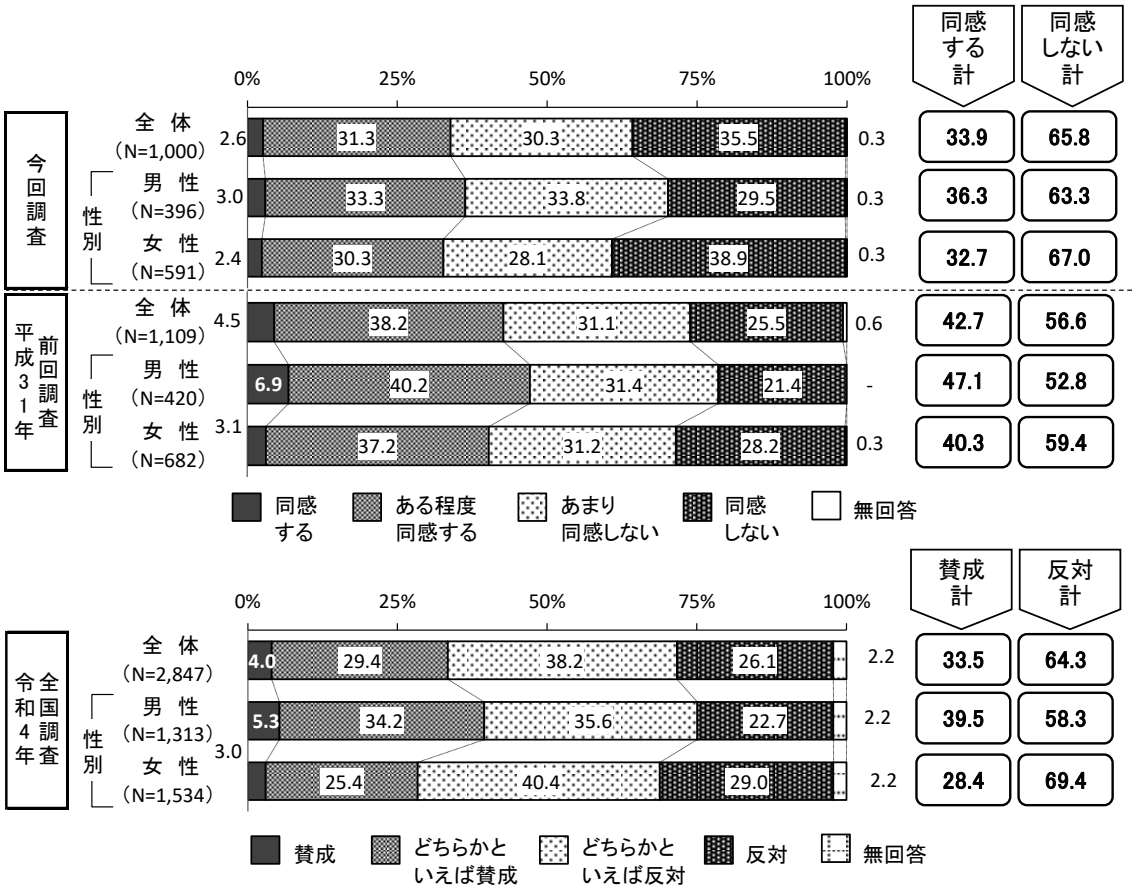

資料:2023 年粕屋町男女共同参画に関する意識調査
2022 年内閣府男女共同参画社会に関する世論調査

図表 4－2－2 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[性別、年代別]

		標本数	同感する	ある程度同感する	あまり同感しない	同感しない	無回答	同感する	同感しない
全体		1,000	26	313	303	355	3	339	658
		100.0	2.6	31.3	30.3	35.5	0.3	33.9	65.8
年代別	男性:20代	41	2.4	12.2	39.0	46.3	－	14.6	85.3
	男性:30代	70	1.4	22.9	28.6	45.7	1.4	24.3	74.3
	男性:40代	93	2.2	35.5	37.6	24.7	－	37.7	62.3
	男性:50代	78	2.6	33.3	39.7	24.4	－	35.9	64.1
	男性:60代	70	4.3	40.0	34.3	21.4	－	44.3	55.7
	男性:70代以上	43	7.0	55.8	16.3	20.9	－	62.8	37.2
	女性:20代	76	1.3	26.3	27.6	44.7	－	27.6	72.3
	女性:30代	126	3.2	27.0	30.2	39.7	－	30.2	69.9
	女性:40代	147	2.0	32.0	26.5	39.5	－	34.0	66.0
	女性:50代	107	1.9	34.6	24.3	38.3	0.9	36.5	62.6
	女性:60代	67	6.0	17.9	29.9	44.8	1.5	23.9	74.7
	女性:70代以上	68	－	42.6	32.4	25.0	－	42.6	57.4
	無回答	14	－	14.3	28.6	57.1	－	14.3	85.7

資料:2023 年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本施策2.　男女共同参画についての教育・学習の推進

【現状と課題】

粕屋町男女共同参画推進条例第14条では、「町は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育や保育の場において、人権意識の向上と男女共同参画の意識を啓発する教育の充実に努めなければならない」と定められています。また、条例第8条では、「教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、基本理念に基づいた教育又は保育に努めなければならない」と定められています。

国の第5次男女共同参画基本計画では、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備のために、長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識や性に関する偏見・固定観念にとらわれないことが大切とされています。子どもをはじめ様々な世代で固定的性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要であり、社会全体の機運を醸成していくことが欠かせないとしています。

また、2023年（令和5年）に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT 理解増進法）では、地方自治体の責務としてその地域の実情を踏まえ、理解の増進に関する施策の策定が求められています。さらに、文部科学省では「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき学校教育における「生命の安全教育」を進めています。性暴力防止のためには、性について適切な性教育を受けることが重要です。

子どもの発達段階に応じて、性別にとらわれることなく個性が尊重され、男女平等の意識が醸成される教育や保育を保育所や幼稚園、小中学校において実施します。就学前教育に携わる者や小中学校の教職員に研修を実施するとともに、町内における講座等の情報を提供します。併せて教育活動の指導者など社会教育に携わる者に対して、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発や性の多様性・性教育の推進を行います。また、地域や家庭での男女共同参画意識の向上を目的とした出前講座を実施していきます。

【施策の方向】

(1)教育・保育における男女平等教育の推進

取組		取組内容	担当課
5	乳幼児期からの男女平等教育の推進	○乳幼児期からの社会的性別（ジェンダー）にとらわれない自由な発想と個性を伸ばす教育について、保育所・幼稚園に対して働きかけを行います。	子ども未来課
6	学校教育における男女平等教育の推進	○学習指導要領に従って男女平等の理念に基づいた教育を行います。 ○中学校における職場体験、小学校におけるキャリア教育等進路指導において、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない指導を実施していきます。	学校教育課
7	男女平等教育に関する教職員の研修	○男女共同参画・男女平等教育などについて、県などの各種研修について必要に応じて情報提供していきます。	学校教育課

取組		取組内容	担当課
8	保育所・幼稚園職員への研修	○職員向け研修で男女共同参画に関するテーマを取り上げて、保育所・幼稚園職員の参加も促進します。 ○町主催の人権研修会への参加を促進します。 ○県などの研修に関する情報提供を行い、参加を促進します。	総務課 子ども未来課 協働のまちづくり課
9	性的少数者への配慮	○LGBTQなどの性的少数者の児童・生徒に対して配慮します。 ○差別をなくすための情報提供や理解を図るため啓発を行います。	学校教育課 社会教育課 子ども未来課
10	性教育の推進	○児童・生徒の発達段階に応じ、生命の大切さや性についての正しい理解を深め、お互いを尊重する教育を推進します。	学校教育課

(2)生涯学習における男女共同参画の推進

取組		取組内容	担当課
11	地域・団体への啓発	○自治公民館における人権学習の中で男女共同参画に関する研修を行います。 ○社会教育関連団体等が行う研修や学習に対して男女共同参画の視点から啓発等を行います。	社会教育課
12	出前講座による学習機会の提供	○男女共同参画に関する出前講座を実施します。 ○出前講座のメニューに男女共同参画の視点を取り入れます。	協働のまちづくり課

参考データ

図表 4－2－3 男女共同参画を進めていくために、学校教育の場で力を入れること[全体、性別]

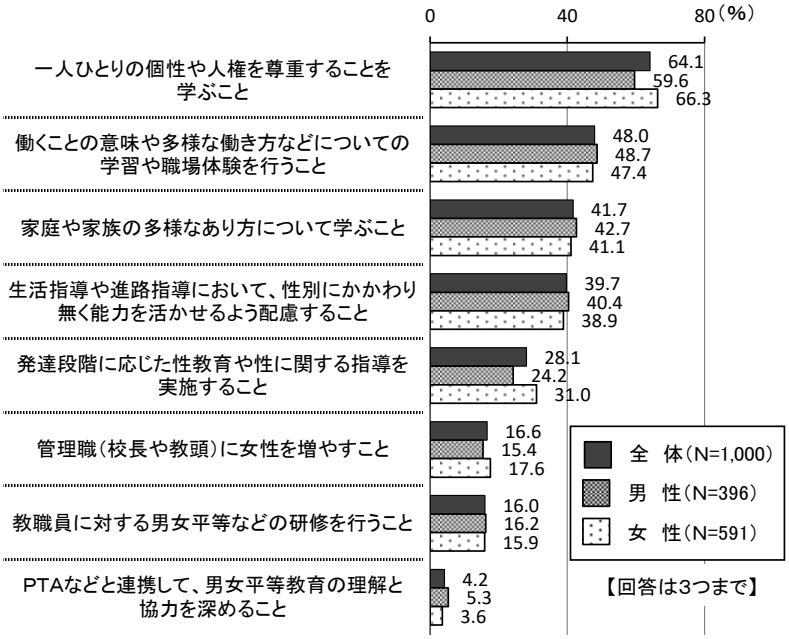

資料:2023 年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮できる社会づくり

基本施策1. 女性の就労支援

【現状と課題】

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく町の推進計画と位置づけています。女性活躍推進法では、女性の採用や登用、能力開発のために事業主の取組が求められています。条例第7条第1項では「事業者等は、基本理念に基づき、その事業や活動において、男女が共同して参画できる均等な機会及び待遇を確保するとともに、必要に応じ、積極的改善措置を実施するよう努めなければならない」、同第4項では「事業所等は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない」とされています。

国の「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024」では、職場におけるハラスメント対策の強化や育児・介護等によるキャリアブランクからの復職支援などがうたわれ、事業主に対しては、非正規労働者と正規労働者の不合理な待遇差の禁止や、「同一労働同一賃金」の遵守の徹底と必要な制度見直しが求められています。

町内の企業や事業所に対しては、女性活躍推進に主体的に取り組み、女性の労働に関する法律や制度について最新の情報を提供して啓発を進めます。その際には、指名登録の機会を活かします。また、子育てや介護で就労を中断した女性が再就職するために、国や県の制度や支援策などの情報を提供していきます。現在働いている女性に対しても、労働に関する国や県などの相談窓口について情報を提供します。農業・商工自営業者に対しては、女性の労働が適切に評価され、経営への積極的な参加促進と地位向上を図るために働きかけます。町において創業や起業をする人には、商工会と連携して支援するとともに、男女共同参画や女性活躍に資するよう啓発を進めます。

【施策の方向】

(1)事業所等への啓発・情報提供

取組		取組内容	担当課
13	法律や制度について啓発	○男女雇用機会均等法、女性活躍推進法等の法や制度に関する国、県からの情報について、関係各課や商工会を通して町内の事業所等に周知します。 ○商工会と情報共有することで、効果的な情報提供につなげていきます。	地域振興課 協働のまちづくり課
14	指名登録事業者への意識啓発	○町の指名登録を希望する事業者に対して、男女共同参画の事業所役割に関する協力について周知を図ります。	総務課
15	農業・商工自営業への男女共同参画に関する啓発	○創業を希望する人に向けて、商工会と連携して創業に関する支援や男女共同参画に関する情報を提供します。 ○農業従事者の家族経営協定について、関係機関と連携していきます。	地域振興課

(2)女性の再就労支援

取組		取組内容	担当課
16	女性の労働に対する支援	○県の事業等を活用し、ハラスメントや労働条件等、女性の労働に関する相談窓口の紹介等を行います。	協働のまちづくり課
17	女性の再就労に関する情報提供	○再就職を希望する女性に向けて、県と連携して再就職に向けたセミナー等の情報提供を行います。	協働のまちづくり課

参考データ

図表4－2－4 女性が職業をもち続けるために必要なこと・上位 10 位[全体、性別](再掲)

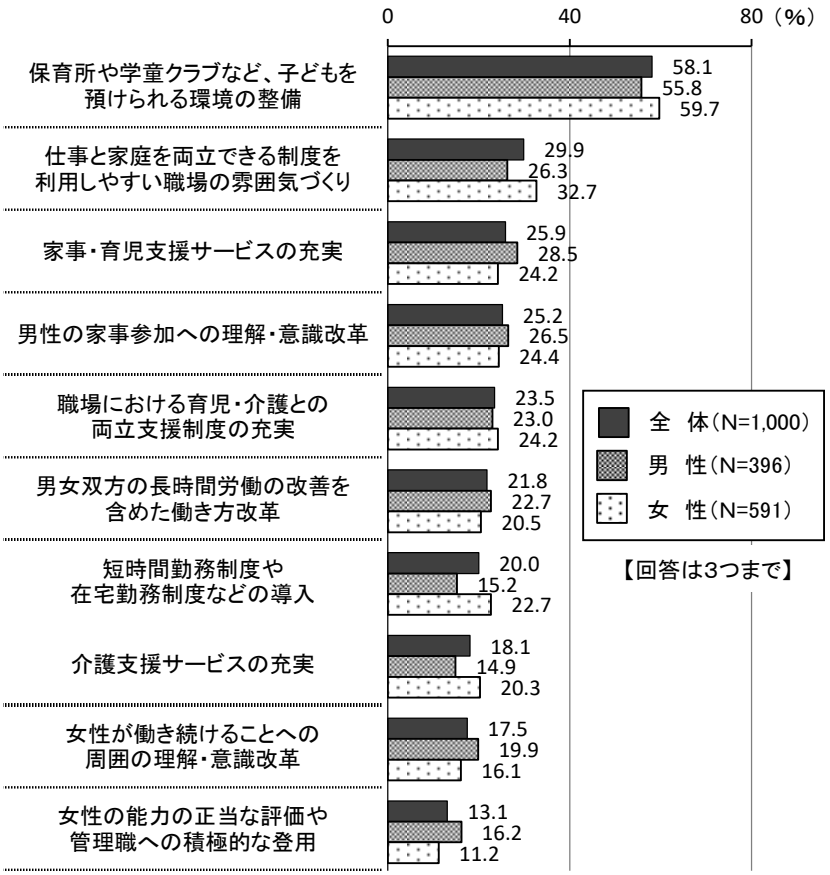

資料：2023 年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本施策2.　ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

条例第7条第2項では「事業者等は、事業や活動と家庭生活とを両立できるよう環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない」とされています。国の第 5 次男女共同参画基本計画では、男性片働き世帯が多い時代に形成された、長時間労働や転勤等を当然視するいわゆる「男性中心型労働慣行」や固定的性別役割分担意識を背景に、家事・育児・介護等の多くを女性が担っているために、女性が働く場において活躍することが困難になると指摘しています。そのため、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる就業環境を整備することが必要であるとされています。また、育児・介護休業法では、休業取得に関する嫌がらせ行為を禁止しています。

町民意識調査によると、女性の働き方について、結婚や出産などに関わらず就労を継続する働き方を支持する人は6割を超えていますが、実際の「掃除、洗濯、食事の支度などの家事」の役割分担では、主な担い手の6割半ばが女性で、働く女性の家事負担が大きいことがうかがえます。

町内の企業や事業所に対して、仕事と育児や介護の両立支援に関する法律や制度について最新の情報を周知していきます。また、町全体に男性の家事育児への参画や、地域活動への参画の重要性を理解できるように講座等で啓発していきます。これらの啓発活動を継続するとともに、男性が育児や介護のケア役割を主体的に担うことができるように啓発に取り組み、町の子育て支援事業や介護支援事業を男女共同参画の視点で進めていきます。

【施策の方向】

(1)ワーク・ライフ・バランスの普及促進

取組		取組内容	担当課
18	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた啓発	○広報紙等を活用し、町民及び事業所に対しワーク・ライフ・バランスについて啓発します。 ○町内の子育て応援宣言企業を広報などで紹介し、啓発していきます。	協働のまちづくり課
19	男性の家事・育児・介護への参画意識の形成	○男性の家事・育児への参画について、講座や教室等を開催し参画意識の向上を図ります。 ○介護予防や介護について、学習機会を提供し、男性の参画意識の向上を図ります。 ○各種講座の開催について、広報紙等を活用して周知を図ります。	子ども未来課 介護福祉課
20	父親の育児参加機会の提供	○かすやこども館を活用し、父親も一緒に参加できるような催しや講座を開催し、父親が育児に関わる機会を提供します。	子ども未来課

参考データ

図表 4－2－5 女性が職業をもつことについての考え方[全体、性別](再掲)

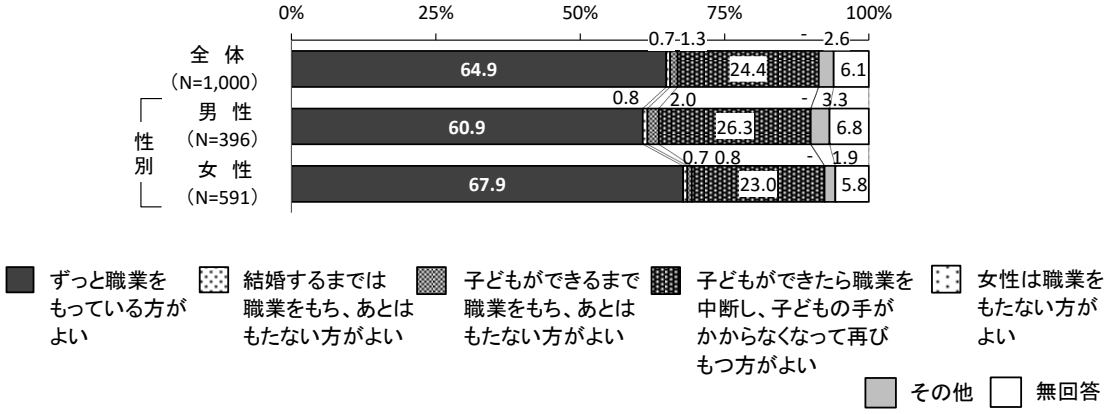

資料:2023 年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

図表 4－2－6 家庭内の役割分担（掃除、洗濯、食事などの家事)[全体、性別]
(前回調査比較)

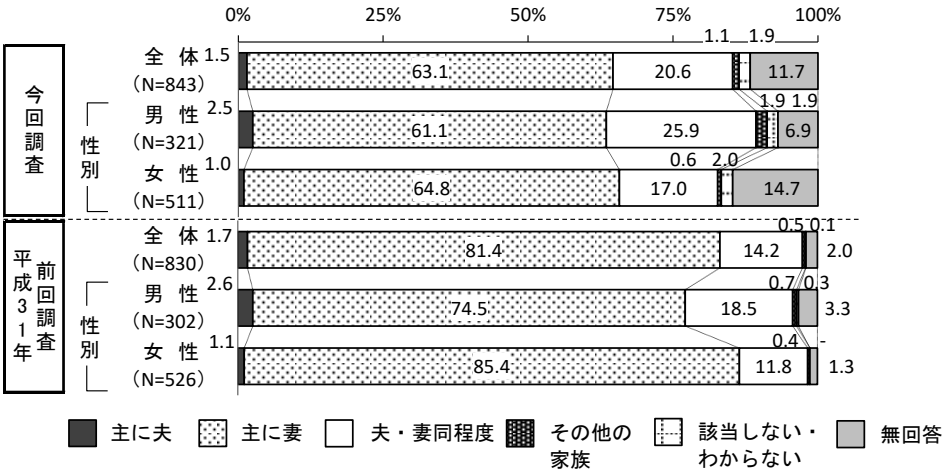

資料:2023 年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本施策3.　政策・方針決定の場への女性の参画推進

【現状と課題】

地方自治体は、子育て・教育、介護・保健・医療、防災等、住民生活に密着した行政を担っています。女性は普段の生活の場で課題に直面することが多く、町政の決定の場へ女性の参画が拡大することは、政策の質の向上につながります。そのため、前期計画において2024年度（令和6年度）までに審議会等の女性委員の登用率50%を目標として達成を目指してきました。登用率は2024年（令和6年）4月現在34.1%となっており、目標達成には、今後も継続した取組が必要です。

町民意識調査では、地域の意思決定の場への女性の参加について、9割を超える人が『必要』としていますが、一方で「県や市町村の審議会や委員会」や「自治会長」などの役職を依頼されたらほとんどの女性が断ると回答しています。その理由としては「知識や経験の面で不安があるから」が6割弱と高くなっています。

条例第6条では、「自治組織は、地域社会における主たる自治の担い手として重要な役割を果たす存在であることを考慮して、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない」と定められています。生活の場である地域社会は、子どもの育ちや老後の生きがいある暮らし、防災・防犯への助け合いなど、人々の生活の重要な基盤であり、方針決定の場に男女が対等に参画・協力し、地域の様々な課題に多様な視点で取り組む必要があります。町民意識調査においても、地域の意思決定の場への女性の積極的な参画については、9割以上の人が賛成して、女性参画の必要性は高く認識されています。

これまで、町では政策立案過程に関わる各審議会委員等に対して、女性がリーダーとして活動できるよう、女性の能力発揮のための啓発や情報提供を行ってきました。今後もこれらの取組をより積極的に進めます。また、条例に基づき、地域団体や各種団体などに対しては方針決定の場への女性の登用を働きかけるとともに、リーダーとして活躍できるよう女性の人材を育成します。

【施策の方向】

(1)各種審議会委員等への女性の積極的登用

取組		取組内容	担当課
21	各種審議会等への女性登用率の向上	○各種審議会等委員の女性登用率の向上を目指して、各種審議会委員の選出時には、女性委員の登用を働きかけていきます。 ○各種審議会等における男女の割合の不均衡解消を図ります。	全課
22	各種審議会等の女性委員への情報提供と人材育成	○各種審議会等の女性委員に対して、県などが行う女性リーダー育成に関する講座や研修などの情報提供を行い、参加を促進します。 ○女性委員の各種審議会等への参画推進のために女性委員の育成に向けた情報提供を行います。	協働のまちづくり課

(2)地域活動における男女共同参画の促進

取組		取組内容	担当課
11	地域や団体への啓発(再掲)	○自治公民館における人権学習の中で男女共同参画に関する研修を行います。 ○社会教育関連団体等が行う研修や学習に対して男女共同参画の視点から啓発等を行います。	社会教育課 (P35 参照)
23	地域活動における女性リーダーの参画促進	○女性がリーダーとして地域で活躍できるよう、人材育成や活動支援を行います。 ○女性の活躍に向けて、女性リーダー育成等に関する講座やセミナーに関する情報提供を行います。	社会教育課 協働のまちづくり課 総務課

参考データ

図表４－２－７　地域の意思決定の場への女性の参加について［全体、性別］

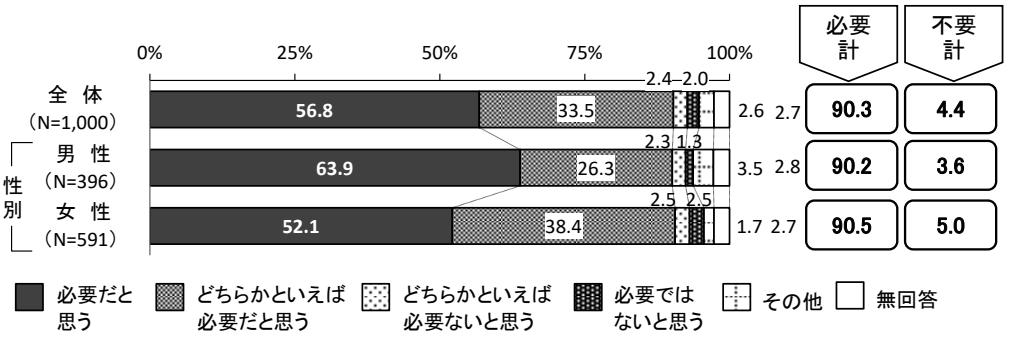

資料：2023 年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

図表４－２－８　地域活動の女性リーダーを増やすために必要なこと［全体、性別］

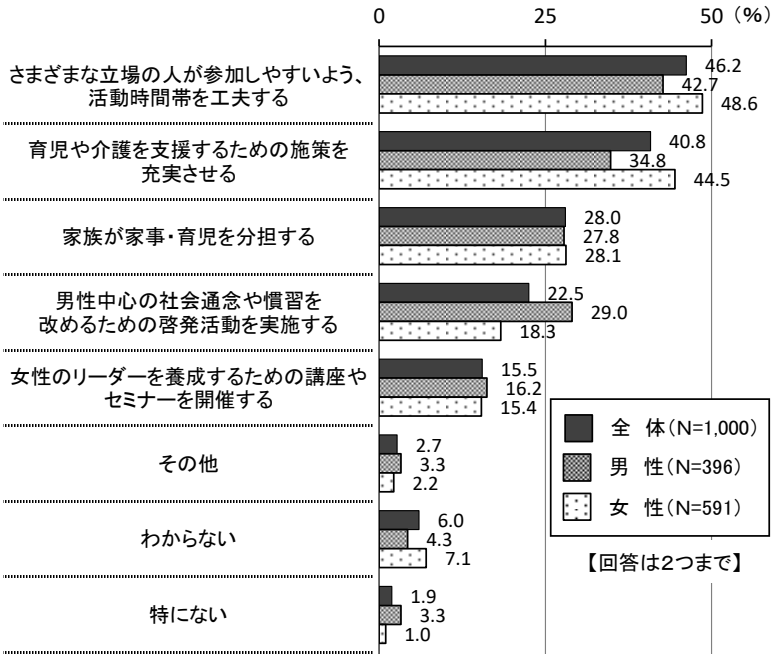

資料：2023 年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本目標Ⅲ　男女が共に参加し支えあうまちづくり

基本施策1.　子育て・介護と就労との両立支援

【現状と課題】

少子高齢化が進行する中、世帯構成人数の減少など家族の小規模化や多様化により、育児や介護の負担が社会的な課題となっています。すべての人がそれぞれのライフステージに応じて多様な生き方を選択でき、その能力を十分に発揮できることは、男女共同参画社会を実現するうえで重要です。条例第7条第2項では、事業者等は、事業や活動と家庭生活とを両立できるよう環境の整備に努めることが定められています。町においても、性別に関わらず子育てや介護など家庭生活と就労を両立できるような支援を進める必要があります。

町民意識調査によると、家庭内の役割のうち「育児、子どものしつけ」「親の介護」は、依然として女性が中心となって行っている傾向がみられます。仕事と家庭の両立支援がこれまで以上に重要な課題となっています。

子育て支援や介護支援など、関係部署と連携し、仕事と家庭の両立支援策を男女共同参画の視点で進めます。また、子育てや高齢者・障がい者の介護を担っている人が性別にかかわらず相談できるような環境づくりを進めます。子育て中の保護者が講座や会議に参加しやすいよう、託児の体制を充実させていきます。

【施策の方向】

(1)子育て・介護と就労との両立支援

取組		取組内容	担当課
24	子育てと就労の両立支援サービスの充実	○町民意識調査結果を踏まえ、必要なニーズを検討し両立支援サービスの向上を図ります。 ○子育てをしている人が安心して就労できるよう低年齢児・障がい児・病児等保育、延長保育、一時保育、学童保育など多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	子ども未来課 学校教育課
25	介護と就労の両立支援サービスの充実	○介護保険制度について、広く周知を行います。 ○介護をしている人の負担を軽減するため、相談窓口の情報提供や介護保険サービスの周知を行います。	介護福祉課
26	講座・会議等での託児の実施	○町が実施する講座や会議等で参加者のニーズに応じて託児に対応できるようにします。	全課

基本施策2. 困難な状況に置かれている人への支援

【現状と課題】

国民生活基礎調査によると、現在、自宅で高齢者の介護をしている人の約3分の1が男性であり、また、経済産業省では、2030年(令和12年)には家族を介護する人の4割が働きながら介護をすることになると推計しています。今後は、育児と介護を同時に行う「ダブルケア」をする人も増加するとみられており、男女を問わず介護者への支援がますます重要な課題となっています。また、2024年（令和6年）に施行された困難女性支援法では、女性が抱える問題の多様化、複雑化、複合化に対応するために市町村には最も身近な相談先としての役割と必要な支援の包括的な提供を求めています。

誰もが生涯にわたって健やかに安心して生活できるよう、高齢者や障がい者を介護する人への支援として、それぞれのニーズを踏まえた多様な支援ができるよう相談体制を充実します。高齢者が住み慣れた地域で、知識や経験を生かして自立して生活できるよう生活支援や介護予防対策に取り組みます。ひとり親家庭や社会的に不利な立場に置かれやすい人たちに対しては、誇りと希望を持って自立した生活を送ることができるよう、男女で異なるニーズや性の多様性に配慮した適切な支援を進めます。

【施策の方向】

(1)高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境の整備

取組		取組内容	担当課
27	介護者・養護者に対する支援の充実	○地域包括支援センターについて広く周知していきます。 ○家族の介護や養護をしている人が相談しやすい体制を整備し、相談者への適切な支援に努めます。	介護福祉課
28	自立支援施策の充実	○介護予防教室等の啓発講座やボランティア育成講座を開催し、高齢者等の生きがいづくりに取り組みます。 ○高齢者、障がい者等の生活支援体制整備等よる生活自立に向けた福祉施策の充実を図ります。	介護福祉課

(2)ひとり親家庭への支援

取組		取組内容	担当課
29	ひとり親家庭への経済的支援	○ひとり親家庭への手当の支給、医療費の助成、就学援助等の経済的支援を行います。 ○県や関係機関とも連携し、必要な世帯への適切な支援が確実に届くよう情報提供していきます。	総合窓口課 学校教育課
30	ひとり親家庭の相談の充実	○相談に応じて、関係各課、関係機関と連携して、適切な支援を行います。 ○ひとり親家庭の様々なニーズに応じた支援が行えるよう、相談体制を充実していきます。	総合窓口課 介護福祉課 子ども未来課 学校教育課

（3）配慮を必要とする人々への支援

取組		取組内容	担当課
31	様々な困難を抱える人々への支援	○高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える人々に対して、県や関係機関と連携して適切な支援を行います。 ○相談窓口等の適切な情報提供を行います。	総合窓口課 介護福祉課 協働のまちづくり課
32	多様な性の理解促進と支援	○多様な性のあり方について、町民の理解促進のため、広報紙やホームページを活用して情報提供を行います。 ○粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度に基づき、県や他の市町と連携して、相談と支援を行います。	協働のまちづくり課 社会教育課

基本目標Ⅳ　男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

基本施策1.　生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

条例第3条第1項第8号では基本理念として「すべての人は、対等な関係の下に、互いに性の理解を深めるとともに、妊娠、出産等性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の下で健康を保持することができるよう配慮されなければならない」と定められています。生涯を通じた健康の保持のためには、性別によりかかりやすい病気の状況が異なるなど、それぞれの性に応じた健康づくりの取組が必要です。特に女性は妊娠や出産の可能性があり、ライフステージを通して男性とは異なった健康上の問題に直面することがあります。性についての正しい知識に基づいて自分自身の身体や性に関する自己決定をする権利、いわゆる「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」は、男女共同参画社会を形成していくうえで基盤となる権利です。

町民意識調査によると、妊娠や性に関して「女性の意思が尊重されるべき」に賛成しない男性は 2 割あり、リプロダクティブ・ヘルス&ライツについての理解が浸透しているとは言えません。また、男性は、食事のとり方や栄養、生活習慣病の原因となる飲酒・喫煙など、健康についての関心が低い傾向が指摘されています。さらに、経済情勢や産業構造が変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩みを抱え、ストレスを感じている就労者も増えています。

各種健康診断や健康相談、健康教育事業を通じ、町民一人ひとりが自身の健康を管理できるよう支援していきます。さらに、心の健康については、男女がともに相談しやすいよう、窓口を充実し支援体制を維持していきます。リプロダクティブ・ヘルス&ライツの理解促進に向けて、様々な機会をとらえて年代に応じた啓発を実施します。また、女性特有の健康問題を踏まえ、妊娠出産期における母子の心身の健康保持や更年期への支援を充実します。子どもの発達段階に応じて人の権利や命を大切にする心を育む性教育を推進します。

【施策の方向】

(1)ライフステージに配慮した健康支援

取組		取組内容	担当課
33	ライフステージに応じた健康づくりへの支援	○自らの心身の健康管理に主体的に取り組み、生涯現役で社会参画できるよう、疾病予防の啓発や対策、介護予防等に取り組みます。 ○メンタルヘルスに関する相談体制の充実、各種健診の受診率の向上を図ります。	介護福祉課 健康づくり課
34	健康課題に応じて取り組む健康づくりへの支援	○性別による健康課題や状況の違いに配慮しながら、健康に関する相談体制の充実や各種健診の受診率の向上を図り、男女の健康づくりを支援します。	健康づくり課

(2)リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ
(性と生殖に関する健康と権利)に関する理解の促進

取組		取組内容	担当課
35	リプロダクティブ・ヘルス＆ライツに関する情報提供・啓発	○県と連携を図り、リプロダクティブ・ヘルス＆ライツに関する情報提供を行い、町民が正確な知識と情報を得られるように啓発を行います。	学校教育課 協働のまちづくり課
36	女性の心身の健康に関する情報提供・支援	○母子手帳交付時から妊娠・出産、子育て期にわたり母子の心身の健康に関する相談と支援を行います。 ○更年期における健康課題についても相談と支援を行います。	健康づくり課 子ども未来課
10	性教育の推進 (再掲)	○児童・生徒の発達段階に応じ、生命の大切さや性についての正しい理解を深め、互いを尊重する教育を推進します。	学校教育課 (P35 参照)

参考データ

図表4－2－9 妊娠や性に関しての考え方[全体、性別]

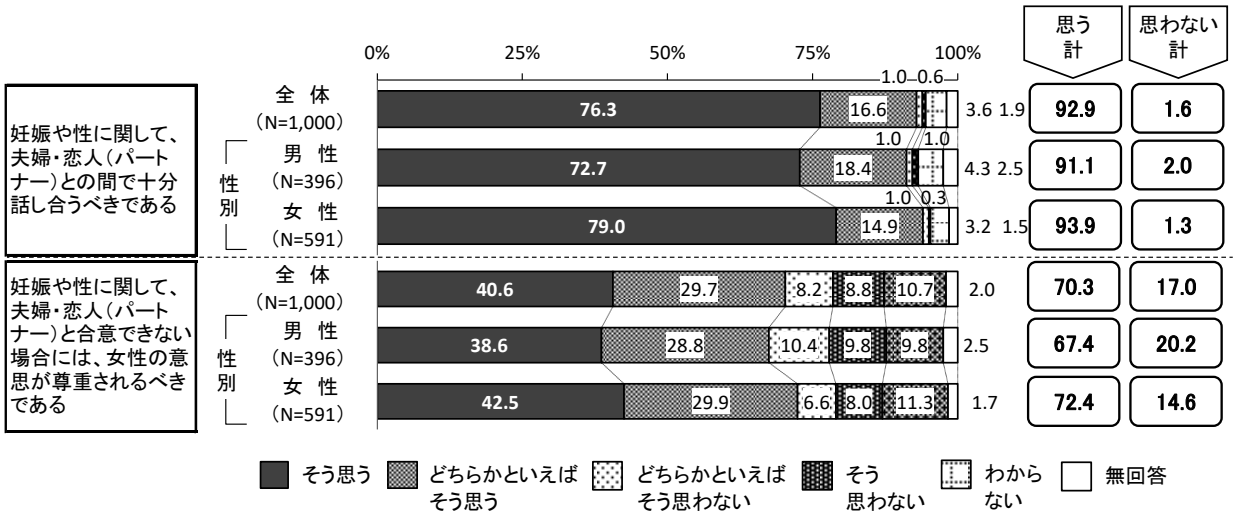

資料:2023 年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本施策2. あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく町の基本計画と位置づけています。また、条例第9条第2項では「すべての人は、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等人権を侵害する行為を行ってはならない」と人権侵害行為を禁止しています。

困難女性支援法では、性的な被害者や DV 被害者など社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）に対して、本人の立場に寄り添った切れ目のない包括的な支援が求められています。また、DV は、児童虐待や高齢者虐待などと複合的に発生するため、庁内の連携とともに庁外の関係機関等と連携した支援が必要です。

町民意識調査では、DVの被害経験がある人は 7.4%あり、DVを受けた人の相談相手は身近な「家族や親戚」と「友人・知人」が中心で、公的機関や専門機関への相談はほとんどありません。DVを受けた人のうちどこにも相談しなかった人は 52.7%となっています。

DVやセクシュアル・ハラスメントをなくすために必要なことは、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が最も高く、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」の教育に関する項目も高くなっていました。

DV被害者が身近な人に相談した場合に適切に対応できるよう、町民がDVの理解を深める啓発や情報提供を充実させます。デートDV（交際相手からの暴力）の防止については、県と連携して若年者を対象とした予防教育を行います。

町では電話による DV 相談「かすや地区女性ホットライン」を設置しており、今後は被害者や支援者に相談窓口の情報が届くよう周知を図ります。また、町の様々な業務においてDV被害者に対応する可能性のある職員に対して研修を実施します。DV被害者の安全確保や自立に向けては、関係機関との連携強化の下に適切な支援を提供します。その際には、被害者の個人情報の保護を徹底します。

性暴力を根絶するための啓発を進めるとともに、被害者に支援が届くよう県の「性暴力被害者センター・ふくおか」などの情報を提供します。ハラスメントについては、職場だけでなく地域や学校などあらゆる場で起きる人権侵害であるとの認識を高めて、相談窓口の情報を提供します。

【施策の方向】

（1）DV防止のための啓発

取組		取組内容	担当課
37	DV防止に関する啓発の充実	○DV防止に向けた啓発資料等の作成を行い、DVに対する認識を深めるよう啓発します。 ○広報紙やホームページ等を通じて DV 防止について啓発を行います。	介護福祉課 協働のまちづくり課
38	デートDV防止に関する教育	○県と連携を図り、デートDV防止について若年者に向けた予防教育を行います。	学校教育課

（2）DV相談体制と被害者保護・支援の充実

取組		取組内容	担当課
39	相談窓口等の情報提供と支援	○DV 被害者の相談窓口について、必要な人に情報が届くようさらに周知を図ります。 ○被害者からの相談に、関係機関と連携を図りながら必要な情報を提供します。	介護福祉課 協働のまちづくり課 こども未来課 総合窓口課
40	関係職員及び機関のDVへの理解促進	○DV被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、関係各課において相談対応等について情報共有を図ります。 ○研修等を通して、職員の DV に対する理解促進と相談対応の向上を図ります。	介護福祉課 総合窓口課 社会教育課
41	かすや地区女性ホットラインの周知	○暴力をはじめとする様々な悩みに対する相談窓口について、必要な人に情報が届くようさらに周知を図ります。	介護福祉課 協働のまちづくり課
42	関係機関との連携	○関係各課との連携による庁内連絡会議を設置し、情報共有に努めます。 ○警察や民生委員等の関係機関と連携してDV被害者の早期発見と迅速で適切な支援を行います。	介護福祉課 総合窓口課 子ども未来課 健康づくり課 学校教育課
43	個人情報保護の徹底	○行政事務において、DV被害者等に関する個人情報の保護が徹底されるよう職員研修を行うなど、個人情報保護の体制強化を図ります。	全課
44	DV被害者の自立支援	○DV被害者に対して関係機関と連携を図りながら支援策について情報を提供して、生活自立に向けて支援していきます。	介護福祉課

（3）性暴力やハラスメントの防止に向けた取組の推進

取組		取組内容	担当課
45	性暴力根絶に向けた啓発	○性暴力根絶に向けて、広報やホームページ等を活用した周知と啓発に努めます。	協働のまちづくり課
46	性暴力被害者保護と自立支援策の周知	○被害者の相談窓口について、情報提供を行います。 ○関係各課や関係機関と連携した被害者の保護と自立に向けた支援策について情報を提供します。	介護福祉課 協働のまちづくり課
47	ハラスメントの防止のための啓発	○家庭、地域、職場、学校など様々な場面におけるハラスメント防止のため、正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報を提供します。	協働のまちづくり課

参考データ

図表4－2－10 この3年間の暴力の経験[全体、性別](前回調査比較)(再掲)

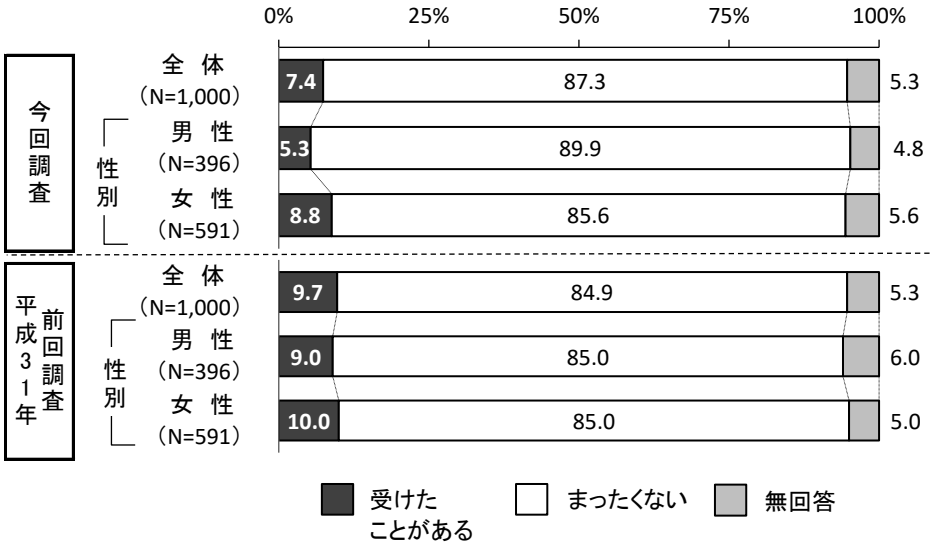

資料:2023 年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

図表4－2－11 暴力を受けたときの相談先[全体、性別]

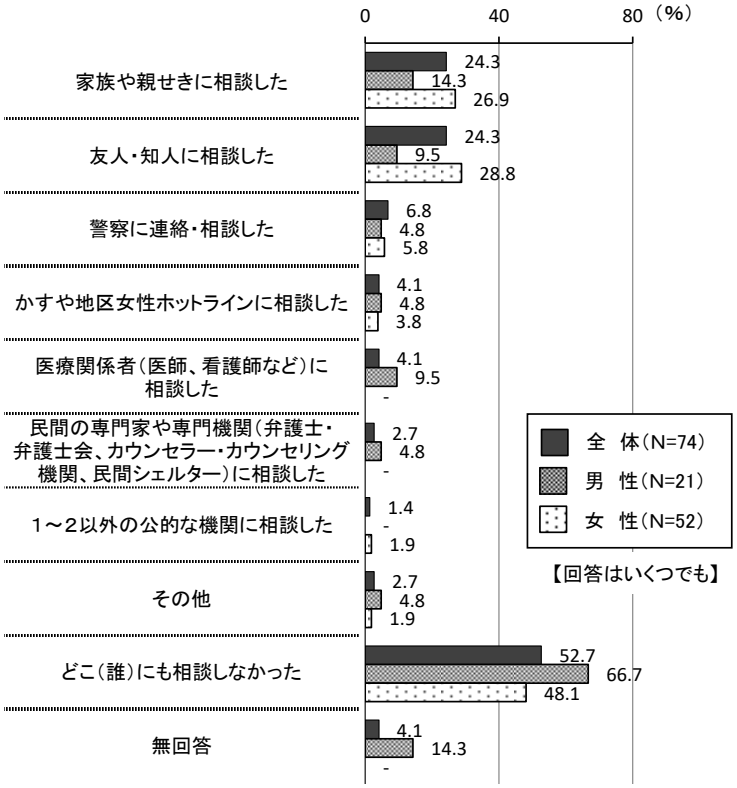

資料:2023 年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

図表４－２－12　セクシュアル・ハラスメント、DVなどをなくすために必要なこと
［全体、性別］

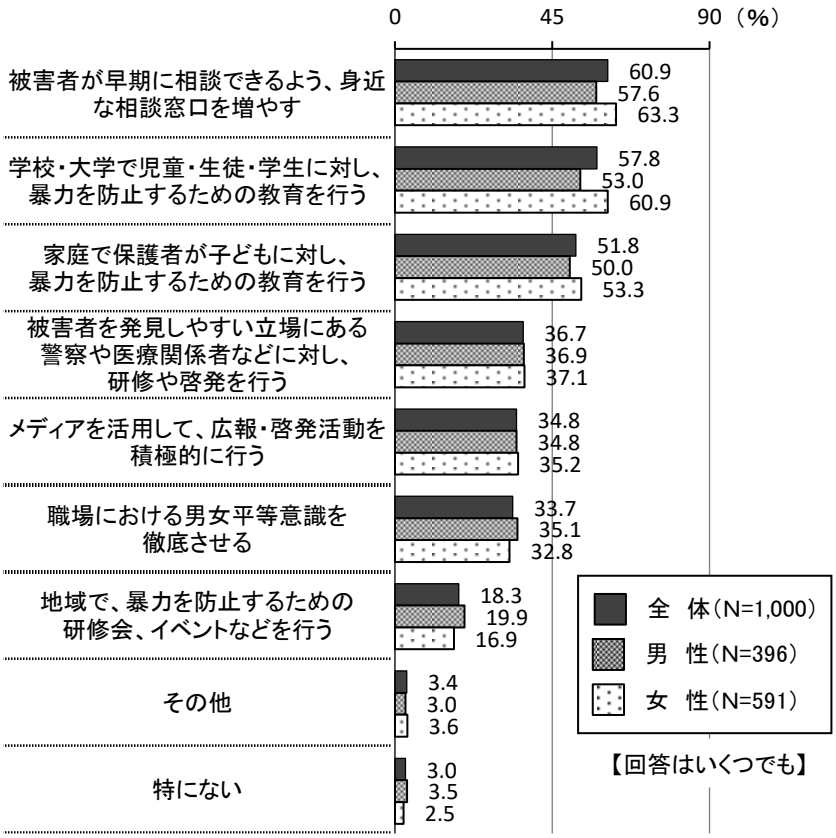

資料：2023 年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本施策3.　防災における男女共同参画の促進

【現状と課題】

地域社会は、介護・育児・防災・防犯への助け合いなど、人々の生活の重要な基盤となっています。東日本大震災の教訓を踏まえて、国や県においては、地域における防災・復興体制について男女共同参画の視点での強化を進めており、そのために国や県と市町村との連携が求められています。災害時には平常時における社会課題が顕著にあらわれるため、平素から地域の防災活動への女性の参画を進めておかねばなりません。

町民意識調査によると、防災や震災対応に男女共同参画の視点を生かすために「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」が最も高く、女性では4割を超えていました。災害対策に性別や年齢の違い、障害の有無などで異なる対応が求められます。

多様な視点からの発想が災害対策に盛り込まれるよう、また、防災活動を通して地域における男女共同参画が促進されるよう、今後も地域団体の支援を進めます。また、地域における男女共同参画の視点を持った自主防災組織の育成や女性消防団員の加入促進等を働きかけることで地域防災力の向上を図ります。

【施策の方向】

(1)防災における男女共同参画の促進

取組		取組内容	担当課
48	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	○災害対策に多様な視点や発想が生かされるよう、男女共同参画の視点を取り入れます。	協働のまちづくり課
49	自主防災組織での女性の活躍促進	○自主防災組織に対する防災講座や避難訓練等が、男女共同参画の視点を取り入れた活動となるよう啓発していきます。 ○女性が活躍する防災ボランティア団体の活動を支援していきます。	協働のまちづくり課

図表4－2－13　日頃の防災対応に男女共同参画の視点を取り入れるために必要なこと
［全体、性別］

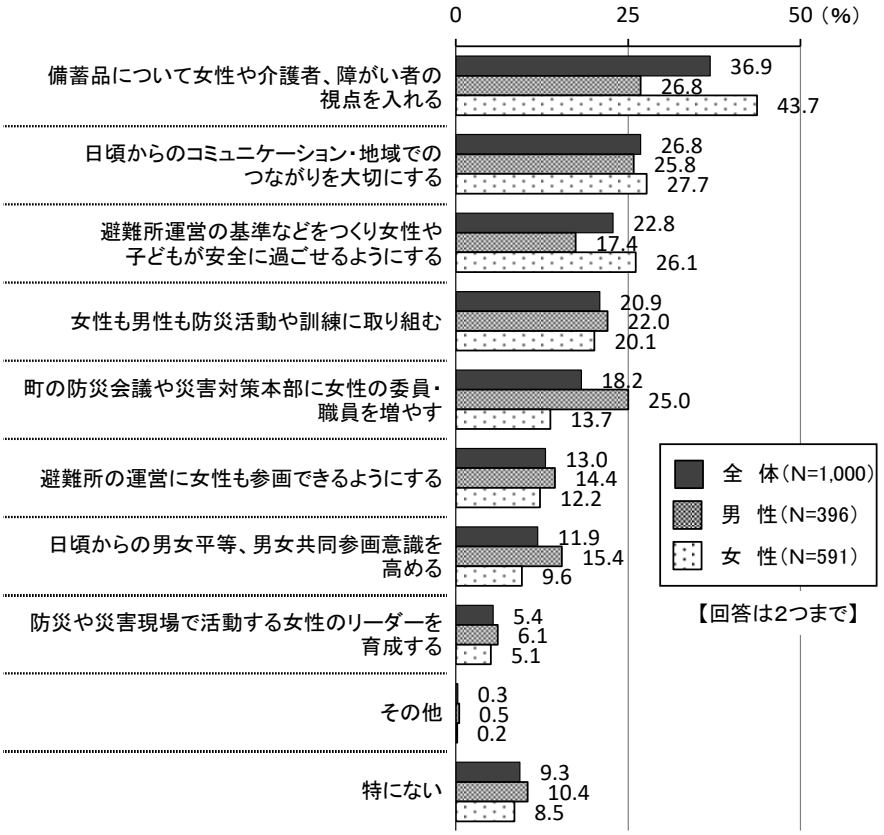

資料：2023 年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

■推進体制

条例第 17 条第1項第2号では「性にかかわらず職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、職域の拡大、能力向上の機会を確保すること」、同項第3号では「職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度において、性にかかわらず活用できる環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めること」と定められています。これらの条例や次世代育成対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、町では「粕屋町特定事業主行動計画」を策定し、男性の育児休業等の取得の促進、時間外勤務の削減、女性職員の活躍の推進などに向けた具体的な取組を進めています。これらの取組のさらなる充実を図ります。

条例第 12 条で「町は、施策を策定し、及び実施するときは、男女共同参画社会の形成の推進に配慮しなければならない」と定められており、条例第 18 条では「町は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする」されています。これらの条例に基づき、すべての施策に男女共同参画の視点で取り組めるように、全庁的な推進体制を整備し、一人ひとりの職員の意識を高める研修を実施します。

また、事業の推進にあたっては、町民、事業所、関係団体と連携し、協働できる体制を強化します。さらに、条例第 20 条では、男女共同参画に関わる施策や人権侵害に対しての苦情処理制度が定められています。この制度が有効に活用できるよう、今後も周知及び利用促進を図ります。

町の広報や出版物は公共性や信頼性が高く影響が大きいため、条例第 10 条では「すべての人は公衆に表示する情報において、固定的性別役割分担意識若しくは性に基づく暴力などの人権侵害を連想させ、又は助長する表現その他の不必要な性的表現を行わないよう配慮しなければならない」と定めています。本町では、国のガイドライン「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用して社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現となるよう組織内に働きかけます。

計画の実施状況については、町民の代表を中心に構成される「粕屋町男女共同参画審議会」による評価・提言を受けながら、それらが計画の推進に反映できるよう関係課との調整を行います。

(1)特定事業主行動計画の推進

取組		取組内容	担当課
50	両立のための職場理解と制度の普及促進	○職員のワーク・ライフ・バランスへの理解を広め、男性の家事・育児・介護参画がしやすい職場環境を作り、休暇制度の周知と取得を促進します。	総務課
51	女性職員の登用拡大	○男女が共に粕屋町の対等な職員であることを基本として、女性の職務能力がより発揮しやすい環境を整え、管理監督者への登用を進めるとともに性別にとらわれない職場配置を行います。	総務課

取組		取組内容	担当課
52	女性職員のリーダーの養成	○男性と共に、女性もあらゆる分野でけん引役を担うことができるよう、リーダーシップ養成の講座・研修会への参加を積極的に促進します。	総務課
53	特定事業主計画についての意識啓発	○町職員に対して特定事業主行動計画に関する各種制度の周知と啓発を図ります。	総務課 協働のまちづくり課

(2)推進体制の整備

取組		取組内容	担当課
54	庁内推進体制の整備	○粕屋町における男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ効果的に推進するため、全庁的な推進体制の整備を進めます。	協働のまちづくり課
55	町民との協働	○男女共同参画の視点で、町民、事業所、関係団体と行政が連携して地域課題の解決や地域活性化を図ります。	全課
56	社会的性別(ジェンダー)にとらわれない表現の使用	○広報物等の作成にあたっては、国ガイドラインを活用して、男女の固定的性別役割分担意識を助長することのない表現の使用を徹底します。	全課
57	男女共同参画苦情処理制度の周知	○町が実施する男女共同参画に関する施策に対する苦情や救済の申し出を適切に反映できるよう、苦情対応の周知を図ります。	協働のまちづくり課
58	町職員に対する研修の実施	○町職員に対して男女共同参画やハラスメント等に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	総務課 協働のまちづくり課

(3)計画の点検・評価

取組		取組内容	担当課
59	計画の点検・評価	○計画の進捗状況を把握するため、担当課が各施策の評価を行い、審議会による点検と評価を行い、公表します。	全課

■計画の成果指標

成果指標	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和 16 年度）
「男女共同参画社会」の認知率	63.6%	70%
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担の考え方について、同感しない人の割合	65.8%	70%
「育児、子どものしつけ」の役割分担について、夫と妻と同程度で行っていると答えた人の割合 ※1	32.2%	40%
各種審議会の女性の登用率	34.1%	50%
地域の役職への女性の登用率 ※2 (行政区長)	4.2%	15%
DVに関する相談窓口の認知率 ※3	14.8%	70%
「暴力を受けた経験のある人のうち相談をしなかった人」の割合	52.7%	30%

※1 成果指標「育児、子どものしつけ」の役割分担について、回答者総数 843 人から「該当しない・わからない」203人を除いた 640 人のうち「夫と妻と同程度で行っている」206人の割合を算出しています。

※2 第2次粕屋町男女共同参画計画では、『地域の役職への女性の登用率』を新たな成果指標として目標値を設定しています。なお、この目標値は「第5次福岡県男女共同参画計画」の成果指標の目標値と整合を図っています。

※3 現状値（令和5年度）は、『DV相談窓口「かすや地区女性ホットライン」の認知率』を掲載。

■付属資料

1 計画策定の経過

年 月 日	内　　容
令和5年12月～ 令和6年1月	粕屋町男女共同参画に関する意識調査の実施
令和6年 4月24日（水）	令和6年度第1回粕屋町男女共同参画審議会 〇男女共同参画に関する国内の動向 〇粕屋町男女共同参画に関する意識調査結果の概要 〇今後のスケジュール
令和6年 7月4日（木）	令和6年度第2回粕屋町男女共同参画審議会 〇議題 1.粕屋町男女共同参画計画の成果と課題 2.第2次粕屋町男女共同参画計画の骨子(案) 3.第2次粕屋町男女共同参画計画の体系(案)
令和6年 9月24日（火）	令和6年度第3回粕屋町男女共同参画審議会 〇委嘱状の交付 〇諮問 〇議題 1.第2次粕屋町男女共同参画計画基本構想(案)
令和6年 10月25日（金）	令和6年度第4回粕屋町男女共同参画審議会 〇議題 1.後期計画の基本構想（案）について 2.ワークショップ ①男女共同参画を進めるにあたっての課題、その背景・理由 ②各班でまとめた重要な課題と計画との整合 ③第２次計画の基本理念
令和6年 11月25日（月）	令和6年度第5回粕屋町男女共同参画審議会 〇議題 1.第2次粕屋町男女共同参画基本計画(案) 2.第2次粕屋町男女共同参画基本計画の基本理念(案) 3.第2次粕屋町男女共同参画基本計画の重点課題(案) 4.第2次粕屋町男女共同参画基本計画の成果指標(案) 5.パブリックコメントの実施
令和6年12月～ 令和7年1月	パブリックコメントの実施

年 月 日	内　　容
令和7年 3月17日(月)	令和6年度第6回粕屋町男女共同参画審議会 〇議題 1.パブリックコメント結果の報告 2.第2次粕屋町男女共同参画計画基本計画(案)の確定 3.答申について
令和7年 3月21日（金）	町長への答申

2 粕屋町男女共同参画推進条例

(平成 27 年 12 月 25 日条例第 30 号)
改正:令和 3 年 3 月 24 日条例第 2 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条−第 10 条)
第 2 章 基本的施策(第 11 条−第 19 条)
第 3 章 男女共同参画苦情処理委員(第 20 条−第 26 条)
第 4 章 苦情及び救済の申出の処理(第 27 条−第 36 条)
第 5 章 男女共同参画審議会(第 37:条)
第 6 章 雑則(第 38 条)
附則

日本国憲法では、個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、我が国においては、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきました。なかでも平成 11 年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の日本の最も重要な課題の一つとして位置づけられました。

「太陽と緑のまち」をまちづくりの基本理念とする粕屋町は、豊かな自然環境に恵まれながら交通の利便性もよいという自然と都市が調和した環境から、人口増加率が高く若い世代が多く住む町です。しかしながら、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会制度や慣行、さらには性による差別が依然として残っており、そのことが、個人の生き方の自由な選択や社会活動への参画の機会を妨げる要因になっています。

このような状況を踏まえ、ここに、粕屋町の男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、全ての人が協力し合って、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することにより、女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築するために、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、粕屋町(以下「町」という。)における男女共同参画社会を実現するため、町、町民、自治組織、事業者等及び教育に携わる者等の責務を明らかにし、男女共同参画の基本理念と推進に関する施策について必要な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するとともに、性にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、男女が共にあらゆる分野に参画する活力あるまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 町民 町内に居住、通勤、通学する者又は町内を活動の拠点とする個人をいう。

(3) 自治組織 町内会、自治会その他の町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織をいう。

(4) 教育に携わる者 町内において、学校教育その他の生涯にわたる教育や保育の分野において教育活動等を行う者をいう。

(5) 事業者等 町内において、事業又は活動を行う法人(個人事業主を含む。)及び団体をいう。

(6) 固定的性別役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別によって役割を固定的に分けようとする意識のことをいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(元配偶者を含む。)、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、性的、経済的若しくは言語的な暴力又は虐待(子どもを巻き込んでの暴力を含む。)をいう。

(8) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。

(9) 積極的改善措置 男女共同参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(10) ワーク・ライフ・バランス 全ての人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等において子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

(1) 全ての人は、個人としての尊厳が重んじられ、直接的又は間接的な性による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければならない。

(2) 全ての人は、固定的性別役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されなければならない。
(3) 全ての人は、男女平等の意識の形成について、教育は重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育を受けられるよう配慮されなければならない。
(4) 全ての人は、性にかかわらず、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されなければならない。
(5) 全ての人は、家庭生活における相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について役割を果たし、かつ、学校、職場、地域等における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。
(6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行わなければならない。
(7) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の性による人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されなければならない。
(8) 全ての人は、対等な関係の下に、互いに性の理解を深めるとともに、妊娠、出産等性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の下で健康を保持することができるよう配慮されなければならない。

(町の責務)
第４条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的かつ計画的に実施しなければならない。
2 町は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
3 町は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、町民、自治組織、教育に携わる者及び事業者等(以下「町民等」という。)と協力して推進施策を実施しなければならない。
4 町は、男女共同参画に関する町民等の理解を深めるため、必要な啓発や学習機会の提供等を積極的に行わなければならない。

(町民の責務)
第 5 条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画社会の形成に努めなければならない。
2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(自治組織の責務)
第 6 条 自治組織は、地域社会における主たる自治の担い手として重要な役割を果たす存在であることを考慮して、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)
第 7 条 事業者等は、基本理念に基づき、その事業や活動において、男女が共同して参画できる均等な機会及び待遇を確保するとともに、必要に応じ、積極的改善措置を実施するよう努めなければならない。
2 事業者等は、事業や活動と家庭生活とを両立できるよう環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない。
3 事業者等は、その就労者等に対して男女共同参画の推進に関する情報を提供するよう努めなければならない。
4 事業者等は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)
第８条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、基本理念に基づいた教育又は保育に努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止)
第 9 条 全ての人は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性を理由とした差別的行為を行ってはならない。
2 全ての人は、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等人権を侵害する行為を行ってはならない。

(情報の表示に際しての配慮)
第 10 条 全ての人は公衆に表示する情報において、固定的性別役割分担意識若しくは性に基づく暴力などの人権侵害を連想させ、又は助長する表現その他の不必要な性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第２章 基本的施策

(男女共同参画に係る計画等)
第 11 条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画に係る計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。
2 町は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第 37 条に規定する粕屋町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く町民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。
3 町は、計画の実施状況について、報告書を作成し、毎年公表しなければならない。

(施策等への配慮)
第 12 条 町は、施策を策定し、及び実施するときは、男女共同参画社会の形成の推進に配慮し

なければならない。
(調査研究)
第 13 条 町は、男女共同参画の推進に関し、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。
(教育の充実)
第 14 条 町は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育や保育の場において、人権意識の向上と男女共同参画の意識を啓発する教育の充実に努めなければならない。
(町民に対する家庭生活と他の活動との両立支援)
第 15 条 町は、性にかかわらず全ての人が相互に協力し、子の養育、介護その他の家庭生活における活動と学校、職場、地域等における活動を両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。
(自治組織、事業者等への支援)
第 16 条 町は、自治組織、事業者等に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。
(模範的職場環境)
第 17 条 町は、職場における男女共同参画の推進の模範を示すため、次に掲げる事項に取り組むものとする。
(1) 町長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等の委員を任命、委嘱又は選任するときは、委員の数について、一方の性に偏らないようにすること。
(2) 性にかかわらず職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、職域の拡大、能力向上の機会を確保すること。
(3) 職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度において、性にかかわらず活用できる環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めること。
(推進体制の整備)
第 18 条 町は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。
(国際的協調)
第 19 条 町は、男女共同参画社会の形成を国際的な理解と強調の下に行うため国際的動向に関する情報の収集その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 3 章 男女共同参画苦情処理委員

(設置)
第 20 条 町が実施する推進施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を処理し、及び性による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害(以下「人権侵害」という。)を受けた場合における被害者の救済を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、粕屋町男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置くものとする。
2 苦情処理委員の定数は 2 人とし、その構成は男女いずれか一方の性に偏ってはならない。
3 苦情処理委員は、男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有し、社会的信望の厚い者のうちから、町長が委嘱する。
4 苦情処理委員の任期は 2 年とし、補欠苦情処理委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は、妨げない。
(独任制)
第 21 条 苦情処理委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については、合議を要する。
(責務)
第 22 条 苦情処理委員は、男女共同参画社会と人権の擁護者として、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。
2 苦情処理委員は、その職務上の地位を政治的目的、営利目的等のために利用してはならない。
(解嘱)
第 23 条 町長は、苦情処理委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱を解くことができる。
(1) 心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合
(2) 職務上の義務に違反した場合
(3) その他苦情処理委員としてふさわしくない言動があると認められる場合
(兼職の禁止)
第 24 条 苦情処理委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。
2 苦情処理委員は、町と取引関係にある法人その他の団体の役員又はその公平かつ公正な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業と兼ねることができない。
(守秘義務)
第 25 条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(関係機関等との連携)
第 26 条 苦情処理委員は、その職務の遂行に当たっては、町、県及び国の関係機関並びに関係団体等と連携を図るよう努めなければならない。

第 4 章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)
第 27 条 町民及び事業者等は、苦情処理委員に対し、町が実施する推進施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出をすることができる。

2 全ての人は、苦情処理委員に対し、町又は町民等から受けた人権侵害についての救済の申出をすることができる。

(処理の対象としない事項)

第 28 条 前条に規定する苦情及び救済(以下「苦情等」という。)の申出が次のいずれかに該当するときは、苦情処理委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案又は行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に請願、陳情等を行っている事項

(4) 苦情処理委員が既に苦情等の処理を終了した事項

(5) その他処理することが適当でないと苦情処理委員が認める事項

(却下)

第 29 条 苦情処理委員は、苦情等の申出が前条各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は申出に理由がないと認めるときは、これを却下するものとする。

2 前項の場合において、苦情処理委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、遅滞なく通知しなければならない。

(町の施策に係る苦情の申出の処理)

第 30 条 苦情処理委員は、第 27 条第 1 項の規定により町の施策に係る苦情の申出があった場合は、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは、町に対し、意見を表明し、又は施策の是正若しくは改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告を行うことができる。

2 前項の規定による意見表明及び勧告は、苦情処理委員の合議によらなければならない。

3 町は、第 1 項の規定により苦情処理委員から意見表明が行われ、又は勧告を受けたときは、その意見及び勧告を尊重しなければならない。

4 町は、第 1 項の規定による勧告を受けたときは、勧告に対する措置について、苦情処理委員に報告しなければならない。

5 苦情処理委員は、町から前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて勧告及び報告の内容を公表することができる。ただし、公表に当たっては、個人情報の保護その他必要な配慮がなされなければならない。

(町に係る救済の申出の処理)

第 31 条 苦情処理委員は、第 27 条第 2 項の規定により救済の申出(町に係るものに限る。)があった場合は、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、町に対し、人権侵害の排除その他の救済のための必要な是正措置の要請を行うことができる。

2 苦情処理委員は、前項の規定により必要な是正措置の要請を行った場合において、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、町に対し、改善のための勧告を行うことができる。

3 前 2 項の規定による是正措置の要請及び勧告は、苦情処理委員の合議によらなければならない。

4 町は、第 1 項又は第 2 項の規定により苦情処理委員から是正措置の要請又は勧告を受けたときは、その要請及び勧告を尊重しなければならない。

5 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、第 2 項の勧告が行われた場合に準用する。

(町に係るもの以外の救済の申出の処理)

第 32 条 苦情処理委員は、第 27 条第 2 項の規定により救済の申出(町に係るものを除く。)があった場合は、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、町長に報告し、町長が関係者に対し改善のための意見表明又は要請を行うよう求めることができる。

2 苦情処理委員は、前項の規定による意見表明又は要請が行われたにもかかわらず、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、町長に対し、その経過を報告し、その状況を公表するよう求めることができる。

3 第 1 項の規定により意見表明又は要請を求めるとき、及び前項の規定により公表を求めるときは、苦情処理委員の合議によらなければならない。

(町長の意見表明等)

第 33 条 町長は、前条第 1 項の規定により意見表明又は要請を求められたときは、関係者に対し、改善のための意見表明又は要請を行うことができる。

2 町長は、前条第 2 項の規定により公表を求められたときは、その状況に関し必要な事項について公表することができる。

3 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ公表に係る関係者に意見を述べる機会を与えなければならない。

4 町長は、第 1 項の規定による意見表明若しくは要請又は第 2 項の規定による公表を行ったときは、苦情処理委員にその旨を通知しなければならない。

(苦情処理委員の発意による事案の処理)

第 34 条 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、自己の発意に基づき、町の施策又は人権侵害に係る事案について、調査を行い、必要な措置をとることができる。

2 第 30 条から前条までの規定は、前項の規定に基づく事案の処理について準用する。

3 苦情処理委員は、第 1 項の規定により人権侵害に係る事案について調査を行い、必要な措置をとろうとするときは、被害を受けた者の同意を得るものとする。

(処理の経過及び結果の通知)

第 35 条 苦情処理委員は、第 30 条から前条までの規定により、調査、意見表明、勧告若しくは要請を行ったとき、町長に対して意見表明、要請若しくは公表を求めたとき、又は町から報告を受けたときは、申出人に対して、遅滞なくその旨を通知するものとする。

(調査への協力)

第 36 条 町は、苦情処理委員が第 30 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定により調査を行う場合は、その調査を拒んではならない。

2 町民等は、苦情処理委員が第 32 条第 1 項の規定により調査を行う場合は、その調査に協力するよう努めなければならない。

第 5 章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第 37 条 男女共同参画の推進を図るため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、粕屋町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置くものとする。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 町長の諮問に応じて、計画の策定及び変更に関して調査審議し、意見を述べること。

(2) 計画に基づく施策の実施状況について報告を受け、必要に応じて、町長に意見を述べること。

(3) その他男女共同参画の推進に関する重要な事項に関して調査審議し、町長に意見を述べること。

3 審議会は、町長が委嘱する 10 人以内の委員をもって組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 を下回らないように努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 38 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

2 前項に規定する規則の制定又は改廃を行う場合は、事前に議会と協議するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 粕屋町男女共同参画審議会規則

(平成28年3月31日規則第14号)

(趣旨)

第1条 この規則は、粕屋町男女共同参画推進条例(平成27年粕屋町条例第30号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、粕屋町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 公募による町民

(3) 各種団体の代表者等

(4) その他町長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、議長となる。ただし、第1回目の会議については町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員に対する報酬及び費用弁償は、粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年粕屋町条例第3号)の例によるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部協働のまちづくり課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4 粕屋町男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和4年8月17日から令和7年3月31日まで※

敬称略

役 職	氏 名	所 属	
会 長	武 藤 桐 子	NPO 法人福岡ジェンダー 研究所研究員 筑紫女学園大学 非常勤講師	学識経験のある者
副会長	牟田口 裕史	志免法律事務所 弁護士	学識経験のある者 ※令和6年8月16日まで
副会長	井 上 智 史	九州大学大学院 講師	学識経験のある者 ※令和6年9月24日から
委 員	阿 部 美 也 子	一 般 町 民	公 募
〃	安河内 眞理子	一 般 町 民	公 募
〃	後藤 香代子	一 般 町 民	公 募
〃	吉田 純一	一 般 町 民	公 募
〃	吉積 佳奈	商工会会員	町内団体等 （町内企業）
〃	吉田 美沙	イオンモール株式会社 イオンモール福岡	町内団体等 （町内企業）
〃	山下 和幸	粕屋町教育委員会 人権教育啓発担当	町長が適当と認める者
〃	青木 智史	粕屋町役場 総務課庶務人事係主幹	町長が適当と認める者

※委員の任期は令和6年8月16日までとなっていたが、第2次粕屋町男女共同参画計画の策定期間である令和7年3月31日まで延長されている。

5 諮問書

6 粕協地第 505 号
令和 6 年 9 月 24 日

粕屋町男女共同参画審議会
会長 武藤 桐子 様

粕屋町長　箱 田　彰

第2次粕屋町男女共同参画計画の策定について（諮問）

粕屋町男女共同参画推進条例（平成27年条例第30号）第11条第2項の規定に基づき、第2次粕屋町男女共同参画計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

本町は、粕屋町男女共同参画推進条例に基づき、粕屋町男女共同参画計画を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

粕屋町男女共同参画計画（後期計画）の最終年を迎えるにあたり、これまでの進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、第2次粕屋町男女共同参画計画を策定するため、基本的な考え方について貴審議会の意見を求めるものです。

6 答申書

令和７年３月21日

粕屋町長　箱田　彰　様

粕屋町男女共同参画審議会
会長 武藤 桐子

第２次粕屋町男女共同参画計画について（答申）

令和６年９月24日付で諮問のありました第２次粕屋町男女共同参画計画の策定について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

第２次粕屋町男女共同参画計画（案）は、適切かつ妥当であると認められたので、原案とのとおり決定することが適当です。

なお、本計画（案）の基本理念『「あなたらしさ」を認め合う 希望の花咲くまち かすや』を実現するため、計画の推進にあたっては以下の点についてご配慮をお願いします。

1 取組を進める際は、審議の過程においての意見・要望等を十分に尊重していただくようお願いします。
2 庁内の推進体制を整備するとともに、全部署において職員が男女共同参画の視点を持ってその理解を深め、課題を捉えながら主体的に取組を進められるようお願いします。
3 住民、事業者、各種団体と行政が連携・協働して、着実に取組を進められるようお願いします。

7 粕屋町男女共同参画審議会ワークショップ

粕屋町の男女共同参画推進における現状や今後の課題について、委員の皆さんが意見を出し合い、後期計画の５年間で取り組むべき重要な課題とそれらに関連する計画の取組をまとめました。

粕屋町男女共同参画推進における課題と取組

A班

【課題】

●町民への啓発

・国の法律に男女共同参画基本法がある事を町民に周知してもらうことが先決だ。
・男女共同参画のまちづくりをするために町民への意識啓発をわかりやすく行うことが課題だ。
・自分ごとにするきっかけづくり。

●媒体の工夫

【背景・理由】

○町民へのアピール、啓発が不足

・長きにわたり男女共同参画に取り組み、話し合いをしているが、認知度が低い。
・アピールが足りていないのだと思う。
・町民は法律がある事すら知らない人が多い。

○相談窓口の周知

・第2次計画を進めるにあたって、新しくなった内容を明確にして、周知することが重要だ。
・相談内容と窓口の明確化。DV等の相談窓口の認知が低い。

○若い人への啓発・協働

・体制づくりの中に町民が担うことができるものがあるのではないか。町民以外にも高校生、大学生との協働も良いと思う。
・アンコンシャス・バイアス研修はとても良いと思う。特に若い世代への啓発は大切だ。

【関連する施策】

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会実現のための意識づくり

基本施策１男女共同参画についての意識啓発

（１）町民の理解を深める啓発活動の推進

基本施策２．男女共同参画についての教育・学習の推進

【課題】

●地域の人材（発掘・育成）・協働

・性別、年齢に関わらず、地域の男女共同参画を進めるための人材発掘とエンパワーメント。

・町民と協働して、地域の女性リーダー養成をする仕組みをつくる。

・区長会への啓発。

【背景・理由】

○女性の参画、ロールモデル

・地域や職業などの特性はあるが、無意識のうちに男性社会である意識が根付いている。

・多様性の視点からも女性の参加が不可欠である。

【関連する施策】

基本目標Ⅱ男女が共に能力を発揮できる社会づくり

基本施策３　政策・方針決定の場への女性の参画推進

（１）各種審議会委員等への女性の積極的登用

（２）地域活動における男女共同参画の促進

【課題】

●DV・リプロダクティブ・ヘルスライツの周知、啓発

・リプロダクティブ・ヘルス&ライツについての啓発や性教育が必要だ。

・DV等の相談窓口の周知。

【背景・理由】

○若い人への啓発・協働

・性的自己決定権についての理解が十分に浸透していないのか。

・若年人口が多いまちなので、教育現場と連携できると良い。

【関連する施策】

基本目標Ⅳ　男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

基本施策１．生涯を通じた健康支援

（２）リプロダクティブ・ヘルス＆ライツに関する理解の促進

基本施策２．あらゆる暴力の根絶

（２）ＤＶ相談体制と被害者保護・支援の充実

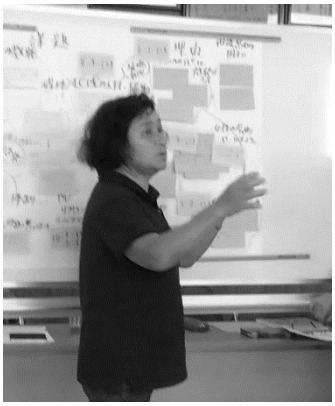

【課題】

推進体制

●町役場の啓発と体制づくり

・男女共同参画のまちづくりを進めるため、職員への意識啓発をわかりやすく行う。

・目標や施策が多岐にわたるため各課が連携して進める体制の整備。

●家庭参画できる環境づくり

・男女がともに家事・育児が担える環境づくり。

【背景・理由】

○推進体制

・働く女性が増えているので、家事・育児を共に担う環境づくりが必要。

【関連する施策】

推進体制

（１）　特定事業主行動計画の推進基本施策

（２）　推進体制の整備

B 班

【課題】

●男女共同参画についてわかりやすく伝える工夫

・男女共同参画のまちづくりを進めるためには町民への意識啓発を継続すること。

【背景・理由】

・意識調査では、平等感が低い。男性が優遇されているとする割合が高い。

・女性就労に関してライフステージの変化の中で就労を継続する意識とサポートが必要。

【課題】

●マイノリティに関する啓発と支援

・性的マイノリティの人権問題に関する幅広い世代に対しての意識啓発。

・困難な状況に置かれている人への情報提供とサポートの仕組みづくりが必要だ。

【背景・理由】

・若年世代の認知や意識は高い水準にあり、より上の世代に対する意識啓発の必要性。

【関連する施策】

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会実現のための意識づくり

基本施策１　男女共同参画についての意識啓発

【課題】

●地域の女性リーダー育成支援

・地域の女性リーダーの育成支援。担い手の育成が必要だ。

・審議会や政策決定分野での女性委員の割合を向上し、男女比率の均等化。

【背景・理由】

・女性リーダーを増やしたいが、地域の女性はなかなか出てくれない。

・女性委員の確保が、担い手育成にもつながっていく。

・意識決定の場に女性の声を反映させることが、性別役割分担意識の是正にもつながる。

・地域活動への参画のしにくさを解消していく必要性。

【関連する施策】
基本目標Ⅱ　男女が共に能力を発揮できる社会づくり
基本施策３．政策・方針決定の場への女性の参画推進

【課題】

●仕事と家庭の両立支援（男性育休の促進）

・男性が育児休業を取得するための職場環境の整備。

【背景・理由】

・男性が育児休業を取って当たり前という認識があまりない。

・男性も子どもが産まれたら「おめでとう」「育休はいつまでにする」という環境が必要。

・夫婦で育休を取得した場合、どうしても収入減となる。若年層でははなおさら生活を圧迫する。

【課題】

●困難な状況にある家庭へのアウトリーチ・サポート（情報提供）

・仕事と家庭の両立支援に向けた要望の把握。

・男女ともに子育てしやすい環境づくり。

【関連する施策】
基本目標Ⅲ　男女が共に参加し支えあうまちづくり
基本施策１．子育て・介護と就労との両立支援
基本施策２．困難な状況に置かれている人への支援

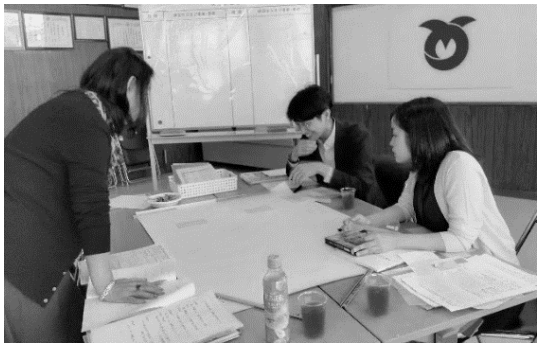

第2次粕屋町男女共同参画計画の基本理念についての提案

A班

「手をたずさえ　共に築こう　かすやの未来」

・以前は男女という言葉を使っていたが、性別に関係なくみんなで手をたずさえて老いも若きも一緒にかすやの未来を築いていきたいと考えた

**「ともに認め支え合い　だれもが自分らしく生きられる
心豊かなまち　かすや」**

・性別に関わらず、お互いを尊重し、支え合うことで、それぞれが自分らしく生きていけることが大切だと思うから

「愛と勇気と思いやり 男女を超えたその先へ築こう 皆で明るい未来」

・性別を選んでこの世に生まれてきていないが、人を思いやる気持ち、愛と勇気をもって男性も女性もそれ以外も超えて明るい未来を築いていきたい

B 班

**「誰もがともに　誰ひとりとり残さない
みんなが希望を持ち続けられる　粕屋町」**

・男女共同参画基本法が施行されて約 24 年たって、少しずつ進化し、若い世代ではジェンダーを超えた価値観、LGBTQ や今どきの夫婦のあり方、対等な役割分担で意識が変化してきている。

・女性の就労についてもM字カーブが緩やかになってきている。これからその人たちへ細やかに支援することで、より住みやすい町という印象を持続させたい

「性別にかかわりなく　誰もが尊重され支え合うまち　かすや」

・「男女が」と入れると、個性：特性論を想起させ、差別を隠蔽し 能力：能力主義的に聞こえるというネガティブな理由

「誰も暮らしやすく　選びやすい　粕屋町」

・男性、女性に限らず、性的少数者、困難な状況にある方などすべての方が差別や偏見に苦しむことなく、自分らしく生きていける町にしたい

「個々の違いを受け入れ、認め合い共に生きていく社会」

8 用語の解説

【あ 行】

◆アンコンシャス・バイアス（unconscious bias）

人が、自分でも意識せずに持っている、特定の人や集団に対する偏見や偏った考え方のこと。無意識であるために自覚して制御することが難しく、誤った評価や差別的な言動につながる場合がある。

◆育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のこと。育児休業及び介護休業に関する制度や、子の看護や家族の介護のための休暇に関する制度を設けるとともに、子育てや介護をしやすくするために所定労働時間等について事業主が講ずべき措置等を定めた法律。

◆ＳＤＧｓ（エス・デイー・ジーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015 年（平成 27 年）の国連サミットで採択された。国連加盟 193 か国が 2030 年（令和 12 年)までに達成する目標として、2015 年（平成 27 年）に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている。包括的な 17 のゴール（目標）とその下位目標である 169 のターゲットにより構成され、「経済」「社会」「環境」の三側面を統合する取組みを行うもの。目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられている。

◆M字型就労

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのM字型を描き、日本の女性は子育てをしながら働き続けることが難しい状況をいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

◆ＬＧＢＴＱ

Ｌ（レズビアン＝女性同性愛者）、Ｇ（ゲイ＝男性同性愛者）、Ｂ（バイセクシュアル＝両性愛者）、Ｔ（トランスジェンダー＝出生時に割り当てられた性別と性自認が異なる人）、Q(クエスチョニング＝性的指向や性自認が定まっていない、明確にしたくない人）の頭文字を並べた言葉。自分自身を男女どちらとも認識しないX（エックス）ジェンダーや、他者に性的感情が向かないアセクシュアルなどを含め、性的少数者の総称の一つとして使われることもある。

◆エンパワーメント

文化的、社会的、政治的、経済的状況によって、本来もっている能力や個性が発揮できない状況にある人に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるようにすること。

【か 行】

◆かすや地区女性ホットライン

女性のための電話相談窓口。糟屋郡、古賀市に居住又は就労している女性が対象で、配偶者やパートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・家族、子育て、仕事、人間関係などの相談に応じている。

◆固定的性別役割分担意識

「男だから、女だから」という性別を根拠に役割を固定的に分けること。例として、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」などがあげられる。

◆男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のこと。1986 年（昭和 61 年）4 月に施行された。募集・採用、配置（業務の配分及び権限の付与を含む）・昇進・降格・教育訓練、福利厚生、職種の変更・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年解雇・労働契約の更新について、性別による差別的取り扱いを禁止している。

【さ 行】

◆ジェンダー

社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」や、性別に関する固定観念など、社会的・歴史的につくられた性のありようを意味する。生物学的性別とされる「セックス（sex）」と対比的に用いられることが多い。

◆女子差別撤廃条約

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。性別役割分業を女性差別の根幹とし、私的領域を含むあらゆる分野の女性差別を解消することを目的として、1979 年（昭和 54 年）に国連総会で採択された国際条約。歴史的に蓄積された女性の不利益な状況を遅滞なく解消するために、ポジティブアクション（暫定的差別是正措置）は差別ではないとしている。批准国は批准の翌年とその後4年毎に女子差別撤廃委員会（CEDAW）に報告書を提出する義務を負う。

◆セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

性的いやがらせ。特に、職場などで行われる性差別的な言動を指し、相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させたりすることうぃう。

【た 行】

◆男女共同参画社会

1999 年（平成 11 年）に施行された男女共同参画社会基本法においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義され、男女共同参画社会の形成は男女の人権が尊重されることを旨としている。

◆デートＤＶ

交際中のカップルの間で起きるDVのこと。

◆ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人、パートナーなど、親密な関係で起きる暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的暴力などを含む。

【は 行】

◆パワー・ハラスメント（パワハラ）

職権などの権力を背景として、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

【ま 行】

◆マイノリティ

社会的少数者または社会的少数集団のこと。数的な少数派だけではなく、その社会の権力関係において、その属性が弱い立場に置かれている場合も含む。

【や 行】

◆UN Women

2010年（平成22年）に、国連のジェンダー関係4機関（国連婦人開発基金（UNIFEM）、ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW））を統合する新たな複合型機関として設立された、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women）」のこと。女性・女児に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目的として、ジェンダー分野における加盟国支援やジェンダーに関する取組の主導、調整、促進を行っている。

【ら 行】

◆リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

万人が保障されるべき性と生殖に関する健康と権利。1994年（平成6年）の国際人口・開発会議において採択されたカイロ行動計画に取り入れられ、現在は個人、特に女性の人権の1つとして認識されるに至っている。その中心課題には、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、安全で満足な性生活を営めること、子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人、どれくらいの間隔で産むかを決定する自由、安全な妊娠・出産ができること、子どもが望まれて健康に生まれ育つこと等が含まれている。

【わ 行】

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状態をいう。仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

9 関連法令

(1)男女共同参画社会基本法

改正 平成十一年七月十六日法律第 百二号
同十一年十二月二十二日同 第百六十号
（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）
最終改正:平成十一年十二月二十二日法律第百六十号

目次
前文
第一章 総則（第一条―第十二条）
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）
第三章 男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定
め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、
男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）
第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
（地方公共団体の責務）
第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（国民の責務）
第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。
（法制上の措置等）
第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
（年次報告等）
第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）
第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
（都道府県男女共同参画計画等）
第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）
第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
（国民の理解を深めるための措置）
第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
（苦情の処理等）
第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
（調査研究）
第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
（国際的協調のための措置）
第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国

際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一期間とする。

3　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（以下略）

(2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年4月 13 日 法律第 31 号
改正:令和元年6月 26 日 法律第 46 号
最終改正:令和 5 年 5 月 12 日 法律第 30 号

目次
前文
第一章 総則(第一条・第二条)
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)
第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条の四)
第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)
第四章 保護命令(第十条―第二十二条)
第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)
第五章の二 補則(第二十八条の二)
第六章 罰則(第二十九条―第三十一条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
（配偶者暴力相談支援センター）
第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（女性相談支援員による相談等）
第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。
（女性自立支援施設における保護）
第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。
（協議会）
第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
（秘密保持義務）
第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（協議会の定める事項）
第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会

が定める。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（接近禁止命令等）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2　前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して

次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為

（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
一　電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
二　前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。
（退去等命令）
第十条の二　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
（管轄裁判所）
第十一条　接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
2　接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
一　申立人の住所又は居所の所在地
二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
3　退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
一　申立人の住所又は居所の所在地
二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（接近禁止命令等の申立て等）
第十二条　接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
一　配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
二　前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
三　第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
2　退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
二　前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認め

るに足りる申立ての時における事情
三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
（迅速な裁判）
第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
（保護命令事件の審理の方法）
第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
（期日の呼出し）
第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。
2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。
（公示送達の方法）
第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。
（電子情報処理組織による申立て等）
第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。
2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の

内容を書面に出力しなければならない。
6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターがニ以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被

害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相

手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	被害者	被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条　第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による

改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）
第二条　この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。
2　新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。
3　新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。
（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）
第三条　新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。
2　附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。
（罰則の適用に関する経過措置）
第四条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。
（政令への委任）
第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
（検討）
第八条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附　則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定　公布の日
二　第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（３）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成二十七年法律第六十四号）
改正(令和元年六月法律第二十四号)
最終改正：令和4年6月 17 日 法律第 68 号

目次
第一章 総則（第一条―第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条―第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条―第二十九条）
第五章 雑則（第三十条―第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条―第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）
第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
２ 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
３ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）
第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）
第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）
第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
２ 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
（都道府県推進計画等）
第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
2　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
3　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等
第一節　事業主行動計画策定指針
第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
2　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
3　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画等
（一般事業主行動計画の策定等）
第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　計画期間
二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
3　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
4　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
5　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
6　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反した とき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条のニに規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成

員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公するよう努めなければならない。
（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
（職業指導等の措置等）
第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（財政上の措置等）
第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
（国等からの受注機会の増大）
第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。
（啓発活動）
第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。
（情報の収集、整理及び提供）
第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
（協議会）
第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措

置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則（抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2　第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に

規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

（平成二九年三月三一日法律第一四号）（抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定　公布の日

二及び三　略

四　第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定　平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条　この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年六月五日法律第二四号）（抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定公布の日

二　第二条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第2次粕屋町男女共同参画計画

令和 7 年 3 月

発 行 粕屋町 協働のまちづくり課
〒811-2392
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
TEL 092-938-0173(直通) FAX 092-938-3150